

知的障害者の暮らし実態調査報告

家計を中心に

2010年3月

NPO法人大阪障害者センター
障害者生活支援システム研究会「暮らしの場研究チーム」

目 次

調査の目的と概要	4
1 調査の目的と特徴	
2 調査の概要	
(1) 調査内容	
(2) 調査対象者	
(3) 調査方法	
(4) 回収状況	
3 分析の方法	
障害者の暮らしの豊かさの実態	8
1 回答した知的障害者の平均像	
(1) 平均年齢 45.9 歳、障害程度区分 4.7 で日中は障害福祉サービスを利用している重度の知的障害者	
(2) 合併障害をもつ人が約 3 割	
(3) 身内がおらず、帰省先がない人が約 2 割強	
2 住宅環境	
(1) グループホーム・ケアホームは民間の借家を中心	
(2) 家庭生活における自立度は低い	
(3) 古い住宅地、近所付き合いのない人が約 3 割	
3 地域生活	
(1) ごくたまに買物に行く人が約 7 割	
(2) スポーツ・趣味活動に参加していない人が約 3 割	
(3) 地域の社会的活動への参加は少ない	
(4) 福祉サービスの利用は低調	
4 今後への希望	
(1) 7~8 割が現状を肯定	
(2) 今後の希望について、本人と家族、支援者にズレ	
(3) グループホーム・ケアホームの受け入れ体制が不安	
(4) 移動外出支援とお金、医療・健康に改善要求	
5 家族の状況	
(1) 生計中心者は高齢の父親で年金所得が収入源	
(2) 約 6 割の人が生活にゆとりなし	
(3) 家族の生活を削って障害者本人を支援	
6 まとめ——「活動」「参加」の状況は異常	

- 1 障害者本人の収入
 - (1) 障害者本人の収入の月額平均は97,609円, 一般単身勤労者の3分の1
 - (2) 収入の9割超が年金・手当で、工賃は収入源として機能していない
 - (3) 障害者本人の収入額が暮らしの場を規定している
- 2 一般単身者と比べた支出
 - (1) 一般単身世帯・無職(高齢者が多い)を下回る総支出額
 - (2) 一般単身者と比べて福祉サービス費が支出を圧迫している
 - (3) エンゲル係数は一般単身者を大きく上回る
 - (4) 「家具・家事用品」「被服費」が一般単身者に比し多い
 - (5) 「交通費」「教養娯楽費」は一般単身者を大きく下回る
- 3 暮らしの場で比べた支出の特徴
 - (1) グループホーム・ケアホームは支出の26.4%が「住居費」に当たる
 - (2) 家族同居は「被服費」「教養娯楽費」「交通費」が相対的に多い
 - (3) 医療費も家族同居が相対的に多い
- 4 家計の収支バランス
 - (1) 55.1%が支出超過
 - (2) 収支がマイナスの人では、家族の経済状況が障害者本人の支出状況を大きく規定している
 - (3) 収支がプラスの人でも支出を抑制している
 - (4) 収支がプラスでもマイナスでも多くが家族の経済・介護力に依存している
 - (5) 収入に影響を与える要素——工賃ではなく公的給付
 - (6) 収支に影響を与える要素——家計規模が小さく不安定な収支
 - (7) 障害者本人の外出支出額は家族の月収に相関している
- 5 外出・物品等の購入費と生活の質
 - (1) 個別の外出費・物品等購入費は平均月24,117円
 - (2) 入所施設利用者の外出・物品購入費は少ない
 - (3) ショッピング(物品購入)費用の格差は約20倍にもなる
 - (4) 外出交通費、外食費が月0円の人が42.25%、31.69%も見られる
 - (5) 「お金があれば外食に」
 - (6) 支出額の違いが生み出す生活の質の格差
- 6 入所施設、グループホーム・ケアホームにおける固定経費と自由に使えるお金
 - (1) 個別減免制度は妥当か
 - (2) 固定経費は入所施設で月55,025円、グループホーム・ケアホームでは月64,474円
 - (3) 自由になるお金は家族の持ち出しによる
- 7 障害による特別な出費
 - (1) 一人当たり年18万円の出費
 - (2) 公的制度、補助金等の不十分さを家族が補わされている出費
 - (3) 保健衛生費などの高額な特別出費

- 1 絶対的に最低限必要な生計費を大きく下回る家計規模
 - (1) 若年単身世帯の貧困ラインは月約23万円
 - (2) 人間の社会的存在としての生活機能が発揮できているのか
 - (3) 重度知的障害者は、さらに社会的に相対的貧困状態に
 - (4) 抜本的充実こそ必要な課題
- 2 重度知的障害者の生活の内容・場を規定するもの
 - (1) 生活形態、障害程度にかかわらず全般に貧しい生活内容
 - (2) 親の存在状況が生活の場を規定
 - (3) 高齢化した家族に規定される本人の生活内容
 - (4) 障害者本人の意向を尊重した生活ができるように——家族からの自立
- 3 重度知的障害者の地域生活を規定するもの
 - (1) 異常な「参加」「活動」の貧しさ
 - (2) 地域の立地条件、社会資源状況が大きく規定
 - (3) よりよい住宅環境を選べるように
- 4 年金手当が9割超の家計実態
 - (1) 異常に小さい家計規模による教養娯楽費・交通費の圧迫
 - (2) 家族の生計力・介護力に規定される本人家計の収支
 - (3) 貧しいなかでも生活の質に格差
 - (4) 年金・手当の抜本増額を

調査の目的と概要

1 調査の目的と特徴

障害者自立支援法によって、応益負担制度、障害福祉サービス利用時の食費等の実費自己負担制度（ホテルコスト制度）が導入されました。これまで応能負担制度で福祉サービスを利用してきた障害者の多くが大幅な負担増になっています。私たちは法案審議段階から「応益負担反対」「ホテルコスト制度導入反対」と大きな声をあげてきました。そうした声に押されて、月負担上限額は引き下げられています（2010年4月からは障害福祉サービス費と補装具費の低所得者の月負担上限額は0円になっています）。しかし、未だに月負担上限額までの応益負担やホテルコスト実費負担は改善されないままです。たとえ月1,500円であったとしても、「金ないもんから金とるな」と引き続き大きな声を上げ、応益負担制度とホテルコスト制度の完全な廃止を実現していく必要があります。

本調査の目的は、このような応益負担反対等に込められた障害者の暮らしの実態と願いを明らかにすることにあります。これまで、応益負担制度等については、その導入に伴う負担増によるサービス利用の辞退あるいは抑制などの影響が調査などで明らかにされてきました。そして現在では、それらの成果もあって、徐々に軽減されてきた負担が、完全に制度撤廃される段階にまで来ています。本調査では、あらためて障害者が、なぜ完全な撤廃を願うのか、そこに込められた実態と願いを明らかにします。

第一に、暮らしの豊かさの度合いは、現在、どのような状況にあるのかを明らかにします。とくにこの点は、入所施設>グループホーム・ケアホーム>家族同居>単身生活と、生活形態あるいは暮らしの場でもって、その豊かさに優劣をつけ、それに即したかたちで施策にも優劣をつける傾向があります。これでよいのでしょうか。それぞれの場で暮らしている人の実態から検討します。

第二に、暮らしの基盤となる家計から暮らしの水準、消費生活の実態を明らかにします。私たちは、これまで利用料の月負担上限額がたとえ1,500円になっても重大な問題であるとし、応益負担に反対してきました。自治体の障害者医療無料制度に800円の初診料が導入されようというときも同様です。たとえ、月1回の800円、月1,500円であろうと、大きな問題なのです。すなわち、本調査では、障害者の家計規模がいかに低い水準であるのかを明らかにし、制限されたなかでの消費生活がどのようなものなのかを厳密に把握します。とくに、成人である障害者本人の家計規模、消費生活を、家族のそれと区分しながら検討します。

第三に、以上の検討を通して、暮らしを豊かにするための課題、とくに所得保障の課題について明らかにします。障害者自立支援法は、応益負担制度の導入とともに、「所得保障の充実」を3年見直し時の課題としました。すでに4年が過ぎようとしています。応益負担は現在も残ったまま、所得保障の充実策は検討課題にすら上がって来ていません。ここで、実態を通して大きな声を上げていく必要があります。その一つとして提言します。

2 調査の内容

(1) 調査内容

調査内容は、「暮らしの豊かさの実態」と「家計実態」を明らかにするものの二つで構成されています（巻末資料参照）。

「暮らしの豊かさの実態」調査内容

巻末資料の「暮らしの実態アンケート」（本人用と家族用）、「暮らしの希望アンケート」（本人用と家族・支援者用）が該当します。調査用紙による選択肢回答、記述回答を併用しています。障害者・家族の基本属性（性別，年齢，生活形態，障害程度等）についてもこの質問用紙で把握しています。

障害者の暮らしの豊かさについては、住宅環境と外出などの地域での暮らしぶりから検討します。家族の暮らしの豊かさについては、家族の生計に限定して検討します。いずれも客観的な事実だけではなく、現在の生活についての満足度や経済的なゆとりなどへの認識・意識を尋ね、それも分析の対象にしています。

今後の暮らしに関する希望については、障害者本人の暮らしの場、日中活動の場について、障害者本人と家族・支援者（家族が回答できない場合のみ支援者が記入という優先を明示）に同じ内容で尋ね、両者の相違も含めて分析を加えています。このように本調査の特徴は、数値・数字といった客観的な事実だけでなく、満足度や今後の希望など主観的・感覚的なものも対象とし、それぞれの相関関係も見ながら現状の把握を行っている点にあります。

「家計の実態」調査内容

生活形態（とくに家族と離れて暮らす離家と同居）に即して、実際のお金の出入り（物の場合は金銭換算）を具体的に調査用紙に記入してもらい、調査用紙の回収後、一般の家計分類にしたがって再構成して分析しています。巻末資料の「月ごとの収支状況記入シート」（入所施設とグループホーム・ケアホーム用，家族同居用，単身生活者用の3種）、「毎日の支出状況記入シート」（入所施設用，家族同居用，グループホーム・ケアホーム用，単身生活用の4種類）が該当します。

特徴は、第一に、実際のお金の出入り内容・用途について、日・月・年ごとにそのまま記入してもらい（日単位は毎日記入，月単位は当月あるいは前月，年単位は月単位シートに該当年のものを記入）回収したものを月単位に換算して家計分類します。家計の実際をそのまま具体的に記入してもらい、分析者が一月の家計に再構成して、回答者の意識等とは別に客観化する方法を採っています。

第二に、障害者本人の家計をできるだけ厳密に把握するために、「障害者本人が自分のために出入りしたもの」「障害者本人のために家族が出入りしたもの」「障害者本人も含めた家族のために出入りしたもの」に区分している点です。障害者本人を含めた家族の支出については、均等割りして本人分を割り出しています。

第三に、障害があるがゆえに必要なもの（水道代や装具費など）あるいは障害福祉等のサービスを利用しているがゆえに必要なもの（面会交通費，後援会費，寄付など）について、特別に必要な出費として割り出せるようにしています。

(2) 調査対象者

調査対象は知的障害者とその家族ですが、その対象者数は、生活形態別に均等になるように(障害者本人が入所施設利用 50 人、グループホーム・ケアホーム利用 50 人、家族同居 50 人、単身生活 30 人を設定)抽出し、かつ日々のお金の出入りを障害者本人、家族ともに把握できる人にしました。したがって、無作為抽出ではなく、団体等に推薦してもらう方法を採用しています。実際には、障害児を守る全大阪連絡協議会、きょうされん大阪支部を通じて、調査の趣旨に賛同いただいた調査対象設計に該当する知的障害者と家族を調査対象者としています。

なお、日々の家計を把握できる単身生活者は推薦していただいた人が少なく少人数でした。また、対象者の推薦にあたり、家族がいることを前提にはしていません。つまり、「身内がない」ということも家族状況の一つとしています。

表1 調査対象者(人)

生活形態	入所施設	グループホーム・ケアホーム	家族同居	単身生活	合計
人数(人)	55	73	60	10	198

(3) 調査方法

上記の協力団体の役員会および現場責任者にそれぞれ1回の調査説明会を実施し、了解を得た上で、両団体の組織ルートを通じて2009年9月中旬に、返信用の厳封封筒を同封して無記名の調査用紙および記入シートを調査対象に配布しました。回収は、同年12月10日までに上記協力団体を通じて行っています。

暮らしの豊かさの実態調査は、調査記入現在を2009年11月1日としました。

家計調査の日々の記入は、入所施設、グループホーム・ケアホームは配布後から回収日までの30日間分、家族同居、単身生活はその期間内の1週間分としました(なお、グループホーム・ケアホームで日々の記入が困難な場合は1週間分でも可としています)

記入者は、本人用は、原則本人とし、困難な場合には支援者、それも困難な場合は家族による聞き取りとし、順位を示し、記入者の属性についても尋ねています。家族・支援者用も同様に、原則家族、それが困難な場合は支援者による家族への聞き取り、それも困難な場合は支援者が記入するとしています。

(4) 回収状況

回収状況は、障害者本人が表2、家族が表3の通りです。

障害者本人にかかわる調査の回収は、前述したように、団体等の推薦によるため、回収率は高くなっています。入所施設、グループホーム・ケアホーム、家族同居はほぼ均等になりました。単身生活は相対的に少数でした。

表2 回収状況(障害者本人)

生活形態	入所施設	グループホーム・ケアホーム	家族同居	単身生活	合計
対象者数(人)	55	73	60	10	198
回答者数(人)	51	64	42	5	162
回収率(%)	92.3	87.7	70.0	50.0	81.8

家族については、「身内がいらないあるいは帰省先がない」と回答した人が30人おり、その数を除いた回答者数となります。なお、家族がいる知的障害者を前提としていないため、回収率は算出していません。

なお、無効回答はありませんでした。

表3 回収状況（家族）

生活形態	入所施設	グループホーム・ケアホーム	家族同居	単身生活	合計
回答者数	16	44	36	4	106
身内あるいは帰省先なし	20	10	0	0	30

3 分析の方法

「知的障害者の暮らしの豊かさの実態」と「知的障害者の家計の実態」に分けて、それぞれ分析しています（「障害者の暮らしの豊かさの実態」、「障害者の家計実態と消費生活実態」）。また、それぞれに、単純集計、生活形態別のクロス集計を必須としています。なお、単身生活者は母数が少ないので、生活形態別の独自の分析・評価はしていません。また、「身内がいらないあるいは帰省先がない人」も多く、かつ、家族の無回答項目も多数見られたため、回答数が少ない家族の状況、とくに入所施設利用者の家族の状況についても生活形態別の分析ができていません。

「障害者の暮らしの豊かさの実態」では、豊かさの状況を客観的に規定する要因、主観的な満足度を規定する要因など、設問間の相関も検討しています。「知的障害者の家計実態と消費生活実態」では、家計状況を客観的に規定する要因など、設問間の相関関係についても検討しています。

なお、「障害者の暮らしの豊かさの実態」で把握した暮らしの豊かさや、「知的障害者の家計実態と消費生活実態」で把握した家計状況がどのように関係しているのかについての分析も必要ですが、生活形態別の回答者数に偏りがあり、かつ作業処理能力の不十分さから、一部しかできていません。

分析、報告書の作成を主に担ったのは、峰島厚（「調査の概要」「調査結果のまとめと所得保障への提言」、井上泰司（「障害者の暮らしの豊かさの実態」）、田中智子（「障害者の家計実態と消費生活実態」）で、峰島が全体を統括しました。

調査は、NPO 法人大阪障害者センターの協力のもと、以下の構成員による「障害者生活支援システム研究会・暮らしの場研究グループ」で実施しました。

調査実施グループ * 五十音順

伊藤成康（社会福祉法人さつき福祉会）
井上泰司（NPO 法人大阪障害者センター）
植田章（佛教大学）
遠藤清美（社会福祉法人ひびき福祉会）
黒岩晴子（佛教大学）
白築恭子（社会福祉法人コスモス）
鈴木勉（佛教大学）

平野美佐子（社会福祉法人信貴福祉会）
福岡加代子（社会福祉法人大阪福祉事業財団）
溝畑喜代子（社会福祉法人ひびき福祉会）
峰島厚（立命館大学）
吉岡博子（社会福祉法人いずみ野福祉会）

田中智子（佛教大学）

障害者の暮らしの豊かさの実態

1 回答した知的障害者の平均像

(1) 平均年齢 45.9 歳、障害程度区分 4.7 で日中は障害福祉サービスを利用している重度の知的障害者

回答した障害者本人の年齢は、平均 45.9 歳で、30 歳代 36.2%、20 歳代 26.2%、40 歳代 19.5%となっています。19 歳から最高齢は 71 歳と年齢格差があり、60 歳以上は全体の 9.4%を占めます。このことは障害者の高齢化が反映されていると考えられます。また、男女比は、57 : 43 となっています。

障害程度は、療育手帳で A 重度が 83.6%、B1 中度が 11.8%と重度の人が 8 割を超えています。障害程度区分の平均も 4.7 で、区分 2 (3.1%)、区分 3 (13.4%)、区分 4 (26.0%)、区分 5 (21.3%)、区分 6 (31.5%)と、区分 4 以上は 78.8%を占めています。

図1 年齢 (%)

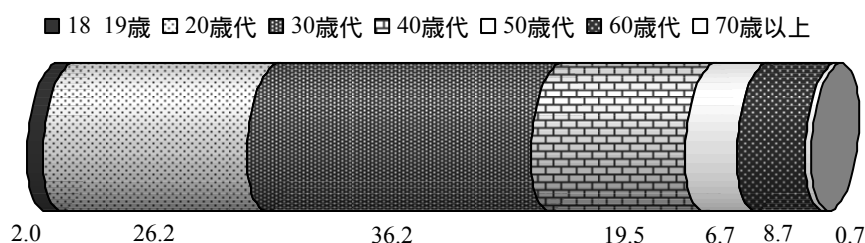
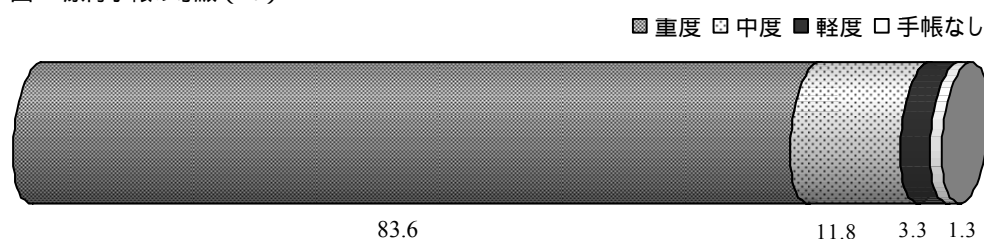


図2 療育手帳の等級 (%)



なお、日中活動の場は、福祉サービス事業所(92.9%)、一般就労(3.5%)、介護保険サービス事業所(0.7%)、その他(2.8%)と一般就労者はわずかです。これは重度重複の知的障害者比率が圧倒的に高いことが反映されているものであり、今回調査の対象者の特徴の一つです。

つぎに、生活形態別で見ると、平均年齢は、「家族同居<グループホーム・ケアホーム(以下、GHCH)<入所施設<単身生活」の順に高くなり、入所施設、GHCH では、年齢のばらつきが大きくなっています。障害程度区分の平均は、「単身生活<GHCH<入所施設<家族同居」の順に高くなっています。入所施設、GHCH の違い

について見ると、相対的に入所施設で年齢が高く、障害程度も重い人が多いことがわかります。

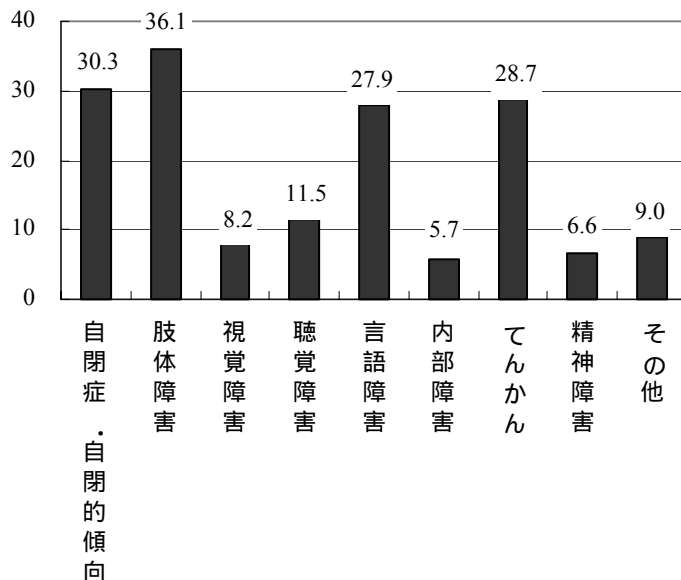
表1 生活形態×性別・年齢・障害程度

生活形態	回収数	性別(人)	平均年齢	最少 / 最高年齢	平均障害程度
家族同居	42	男22:女17	28.3±7.9	18 / 46	4.9±1.4
GHCH	65	男35:女30	39.2±11.1	22 / 63	4.1±1.3
入所施設	50	男29:女20	42.1±11.1	26 / 71	4.6±1.8
単身生活	0	男4:女1	57.2±5.9	49 / 62	3.7±0.6

(2) 合併障害をもつ人が約3割

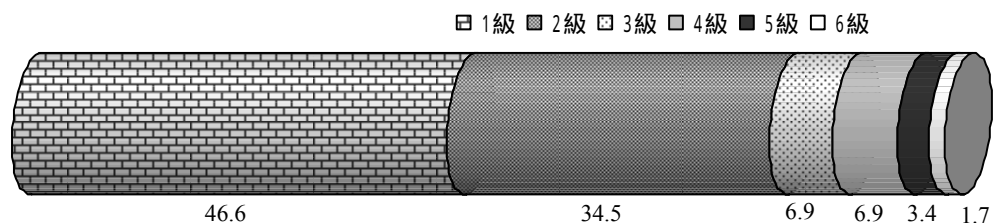
知的障害をもつ人のうち、下図のように、肢体障害(36.1%)、自閉症(30.3%)やてんかん(28.7%)などの合併障害をもつ人の比率が高くなっています。また、ろう重複の人(11.5%)も見られます。

図3 障害の種類(%)



また、手帳所持の状況を見ると、身体障害者手帳の等級が「1級」「2級」の人が合わせて81.1%おり、圧倒的に重度重複の障害者が中心です。なお、精神保健福祉手帳の所持者は見られませんでした。

図4 身体障害者手帳の等級(%)



(3) 身内がおらず、帰省先がない人が約2割強

家族状況について、両親との同居している人は58.5%ですが、子の平均年齢が45.9歳であることを考えると、親の生死別が多いと言えます。父親または母親と同居している人は14.1%見られます。さらに、「身内がない」または「帰省先がない」と回答した人は、23.0%にも上ります。家族の支援力の低下が深刻化していると言えます。

表2 生活形態×家族状況

		合計	両親	両親と 祖父母	父親か母親	父親か母親 と祖父母	きょうだい	帰省先 がない
全体	度数	135	74	5	17	2	6	31
	%	100.0	54.8	3.7	12.6	1.5	4.4	23.0
入所施設	度数	35	10	1	4			20
	%	100.0	28.6	2.9	11.4			57.1
GHCH	度数	52	27		9	1	5	10
	%	100.0	51.9		17.3	1.9	9.6	19.2
ショートステイ	度数	1	1					
	%	100.0	100.0					
単身生活	度数	4	3				1	
	%	100.0	75.0				25.0	
家族同居	度数	37	29	3	3	1		1
	%	100.0	78.4	8.1	8.1	2.7		2.7

生活形態と家族状況（離家族の場合は帰省先）には下図のとおり有意な関連が見られます。両親世帯の割合は、「家族同居>GHCH>入所施設」の順になっており、反対に、単身世帯の場合は、「入所施設>GHCH>家族同居」の順になっています。両親世帯の平均年齢もこれに伴うかたちで「家族同居：59.58±8.39」「GHCH：60.48±9.38」「入所施設：67.11±9.01」となっています。両親の存在状況（両親がいるか単身か）が、両親世帯の場合は両親の平均年齢が、障害者の生活形態を規定する重要な要素になっていると考えられます。

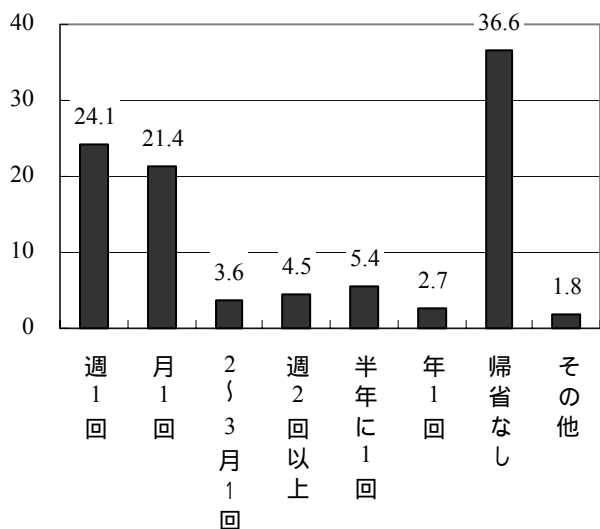
表3 生活形態×両親の存在状況

	両親世帯	単身世帯	その他	合計(人)
家族同居	95(38)	5(2)	0.0	40
GHCH	71.4(40)	26.8(15)	1.8(1)	56
入所施設	47.4(18)	52.6(20)	0.0	38
単身生活	0.0	100.0(1)	0.0	1
合計	71.1(96)	28.2(38)	0.7(1)	135

p = .000

入所施設利用者の場合、「身内がない」または「帰省先がない」と回答した人は57.1%、GHCHでも19.2%見られます。また、入所施設・GHCHの利用者（70.3%）の自宅への帰省回数を見ると、週1回の24.1%に対して、半年に1回、年1回、帰省なしは合わせて、44.7%にも達します。これは家族の高齢化などにより、帰省環境がすでになくなり始めていることと、みずからの生活を確立し自立への意識を高揚させようという二つの側面があると考えられます。

図5 帰省回数(%)

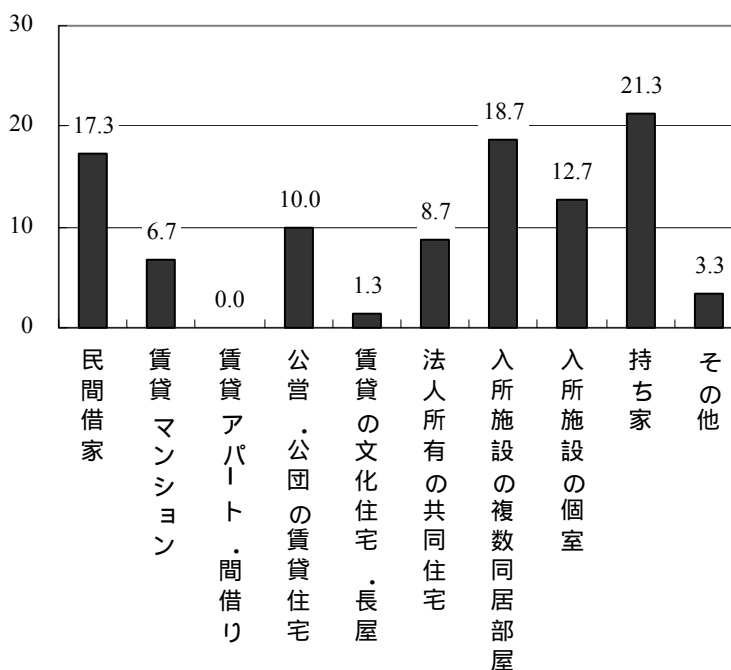


2 住宅環境

(1) グループホーム・ケアホームは民間の借家を中心

入所施設は、複数同居が18.7%、個室が12.7%と徐々に個室化の整備が進んでいます。一方、GHCHは、民間借家(17.3%)、公営住宅(10.0%)などの環境のなかで設置されていることが多く、必ずしも十分な住宅環境とは言えない側面があります。なお、持ち家比率は21.3%です。GHCHは民間の借家や公営住宅が中心となることから、住宅の改造など、その確保にあたり、かなりの困難があったであろうと予想されます。

図6 現在の住居 (%)



(2) 家庭生活における自立度は低い

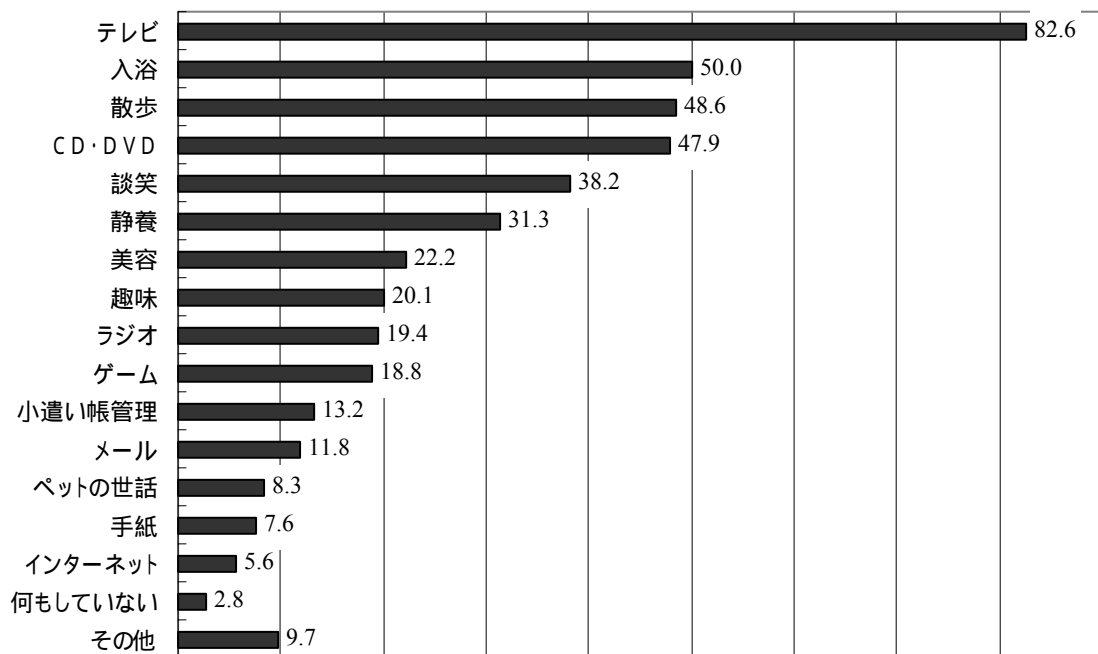
家庭内での生活を具体的に見てみると、障害者本人が行っている家事は、掃除(45.5%)、洗濯(35.9%)に続いて「何もしていない」が35.9%に上ります。自由時間では、テレビ(82.6%)、入浴(50.0%)、散歩

(48.6%) など、家庭生活のなかでの楽しみを見つけようとしています。しかし、なかには「紙契り」の繰り返しなど、本当の意味で自由な時間を過ごせているとは言えない状況もあります。併せて、「何もしていない」がここでも2.8%存在していることは深刻と言わなければなりません。なお、これらを生活形態別に見た場合、入所施設や家族同居では、さまざまな家事を行うことが少ない反面、GHCH では、積極的に家事にかかわる傾向があります。これらは意識的な取り組みとして家事が位置づけられている結果と言えるでしょう。

表4 生活形態×家事

		合計	炊事 ・洗い物	洗濯	掃除 ・片付け	アイロンか け	衣替え	何もして いない	その他
全体	度数	145	31	52	66	3	34	52	12
	%	100.0	21.4	35.9	45.5	2.1	23.4	35.9	8.3
入所施設	度数	39		11	16		9	22	
	%	100.0		28.2	41.0		23.1	56.4	
GHCH	度数	59	21	33	37	2	20	12	1
	%	100.0	35.6	55.9	62.7	3.4	33.9	20.3	1.7
ショートステイ	度数	1			1				
	%	100.0			100.0				
単身生活	度数	7	4	4	4		2	2	1
	%	100.0	57.1	57.1	57.1		28.6	28.6	14.3
家族同居	度数	37	5	3	7	1	2	15	10
	%	100.0	13.5	8.1	18.9	2.7	5.4	40.5	27.0

図8 自由時間 (%)



(3) 古い住宅地、近所付き合いのない人が約3割

地域特性を見ると、全体として「古い住宅地域」が27.7%と多く、GHCHは「駅に近い住宅地」(14.0%)に進出しているケースもありますが、やはり「古い住宅地」(40.4%)に集中しています。また、入所施設は

「農山地域」(41.0%)と不便な地域が多くなっています。こうした点が地域参加への条件を困難にしている要因でもあります。しかし、入所施設だけでなく、GHCH の設置にあたっては、施設コンフリクトなどの問題があり、まさに地域の受け入れ態勢を整備していくには、課題が多くあります。

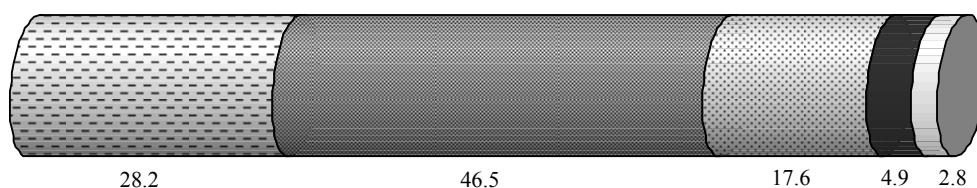
表5 住環境×地域特性

		合計	駅に近い住宅と商店の混合地域	古い住宅地域	比較的新しい住宅地域	公営・公団の住宅地域	住宅と工場が混在している地域	農山漁村地域	その他
全体	度数	141	22	39	14	21	6	21	18
	%	100.0	15.6	27.7	9.9	14.9	4.3	14.9	12.8
民間借家	度数	26	3	16	3			2	2
	%	100.0	11.5	61.5	11.5			7.7	7.7
賃貸マンション	度数	9	8	1					
	%	100.0	88.9	11.1					
賃貸アパート・間借り	度数								
	%								
公営・公団の賃貸住宅	度数	14		2		11			1
	%	100.0		14.3		78.6			7.1
賃貸の文化住宅・長屋	度数	2		2					
	%	100.0		100.0					
法人所有の共同住宅	度数	12	1	1	1	1	2	2	4
	%	100.0	8.3	8.3	8.3	8.3	16.7	16.7	33.3
入所施設の複数同居	度数	25	1			6		14	4
	%	100.0	4.0			24.0		56.0	16.0
入所施設の個室	度数	14		1	1	2	4	2	4
	%	100.0		7.1	7.1	14.3	28.6	14.3	28.6
持ち家	度数	32	9	11	8	1		1	2
	%	100.0	28.1	34.4	25.0	3.1		3.1	6.3
その他	度数	5		4					1
	%	100.0		80.0					20.0

また、地域での近所付き合いは、「ほとんど付き合っていない」28.2%（入所施設60.0%、GHCH25.0%、家族同居5.3%）、「あいさつをする程度」46.5%（入所施設28.6%、GHCH63.3%）、「世間話をする程度」17.6%（入所施設2.9%、GHCH6.7%、家族同居50.0%）と比較的家族同居の場合は、家族と地域との関係性が高いと思われそうですが、緊密な付き合いが確保されているとは言えません。自由記述のなかには、「奇異な目で見られることもある」といった記載もあり、地域での受け入れ状況が改善されているとはけっして言えないでしょう。

図9 地域との付き合い (%)

□ほとんどつきあっていない ■ あいさつをする程度 □ 世間話をする程度 ■ 子どものことで話し合いや相談する □ その他



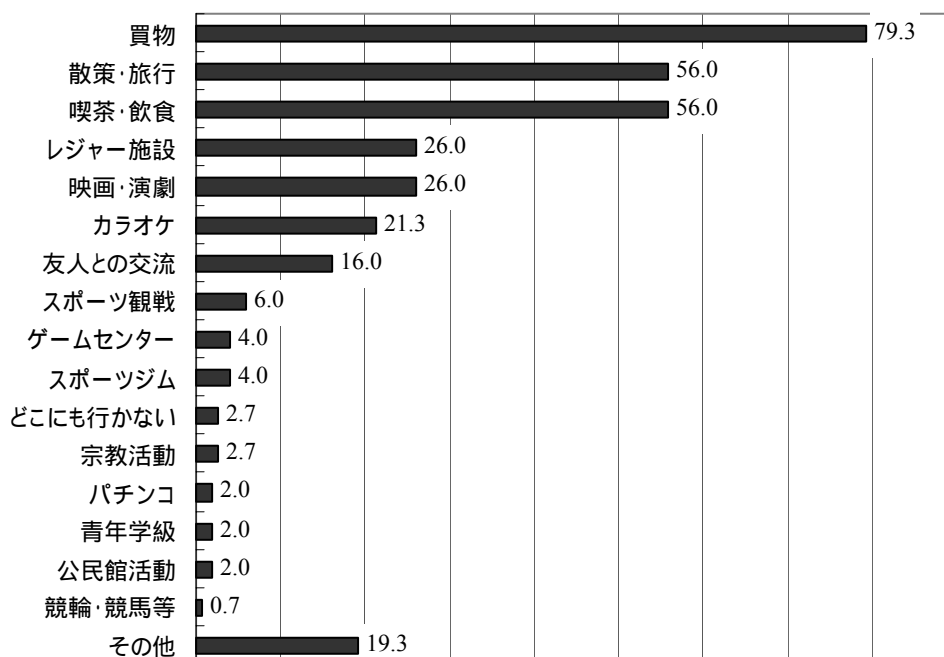
3 地域生活

(1) ごくたまに買物に行く人が約7割

過去3ヶ月以内に外出した内容を聞いたところ、「買物」79.3%（GHCH90.2%、家族同居78.9%、入所施設65.9% / 重度76.7%、中度83.3%、軽度100.0%）、「散策・旅行」56.7%（GHCH63.9%、家族同居60.5%、入所施設43.9% / 重度55.8%、中度72.2%、軽度40.0%）、「喫茶・飲食」56.0%（GHCH67.2%、家族同居63.2%、入所施設34.1% / 重度55.0%、中度72.2%、軽度20.0%）に比較的多くの回答が寄せられました。障害のない人と同様に多様ではありますが、重度の人の外出は総じて困難な状況が伺えます。ただし、「どこにも行かない」が2.7%も存在しており、重大な問題と考えます。年齢との相違点で顕著な点は見られませんでした。

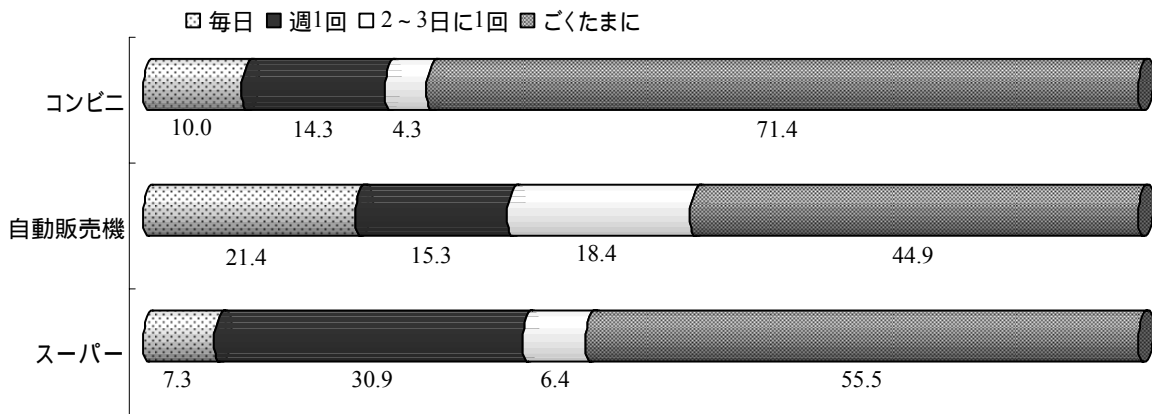
全般的に、「GHCH > 家族同居 > 入所施設」の順で頻度が低くなっており、このことから GHCH での積極的取り組みがわかります。

図10 3ヶ月以内に外出した内容（%）



さらに、外出頻度を買物を例に見ると、以下の場所に「ごくたまに行く」と回答した人が、コンビニ（71.4%）、自動販売機（44.9%）、スーパー（55.5%）と、きわめて制限された暮らしづくりが想像できます。また、生活形態別で見た外出頻度の傾向では、GHCH でかなり積極的に行われている反面、家族同居の場合で若干落ち込む傾向があり、これらは家族の介護力の低下などが原因が考えられます。また入所施設についても、やはり制限が多いのが現状です。

図 11 買物の頻度 (%)

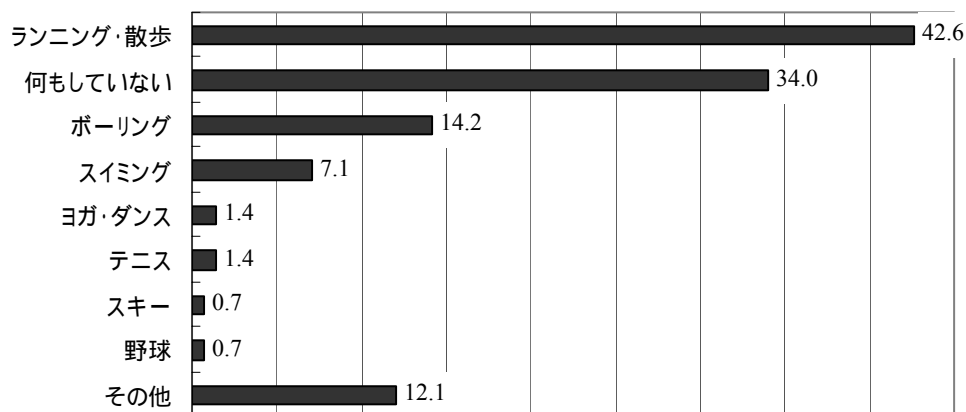


(2) スポーツ・趣味活動に参加していない人が約3割

外出を積極的な活動参加と見た場合、スポーツ活動では、「散歩」42.6%、「ボーリング」14.2%に回答があるものの、「何もしていない」が34.0%（入所施設 45.0%、GHCH32.7%、家族同居 25.0% / 重度 33.6%、中度 29.4% / 60歳代 41.7%、50歳代 33.3%）も見られます。また、こうした活動は、高齢化していくに従って減少傾向にあり、生活形態別や障害程度別でも同様の傾向が見られます。これについては、支援の度合いによると考えられます。

「平成18年社会生活基本調査」（総務省）によれば、国民全体のスポーツ行動者率は、「軽い体操・ウォーキング」(34.9%)をトップに、平均65.3%と全体的に低下傾向にあります。とはいえ、それと比較しても障害者の行動者率はあまりに低いと言わざるを得ません。

図 12 スポーツ活動 (%)

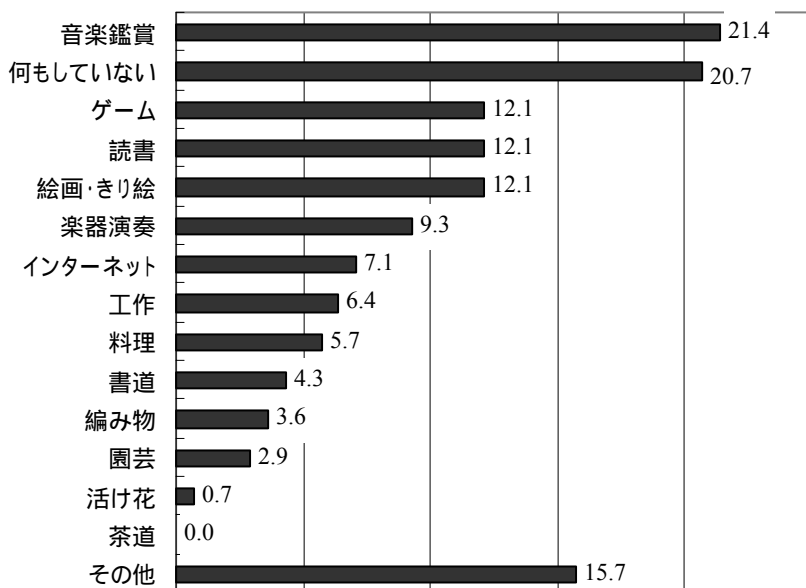


つぎに、趣味の活動を見ると、「音楽鑑賞」(21.4%)、「ゲーム・絵画・読書」(12.1%)といった室内で行う趣味が中心になっています。ここでも「何もしていない」が30.7%（入所施設 47.5%、家族同居 25.0%、GHCH23.2% / 重度 34.8%、中度 6.3% / 50歳代 44.4%、30歳代 40.0%、60歳代 33.3%）見られました。生活形態別、障害程度別、年齢別でも、スポーツ活動と同様の傾向にあります。いずれにしてもこうした趣味

の活動が比較的低調であることに間違いありません。

平成 18 年社会生活基本調査（総務省）によれば、国民全体の趣味・娯楽の行動者率は 84.9%、旅行・行楽の行動者率は 76.2%ときわめて高い数値が出ています。行動者率の減少は、障害のない人では、経済的側面や過重労働によるゆとりの減少などがその原因と言われています。しかし、障害者の場合、こうした原因に加え、これまでの社会経験の不足や、社会参加を支援していく仕組みの不十分さなどの要因が大きく影響していることが予想されるだけに、深刻な問題と言えます。

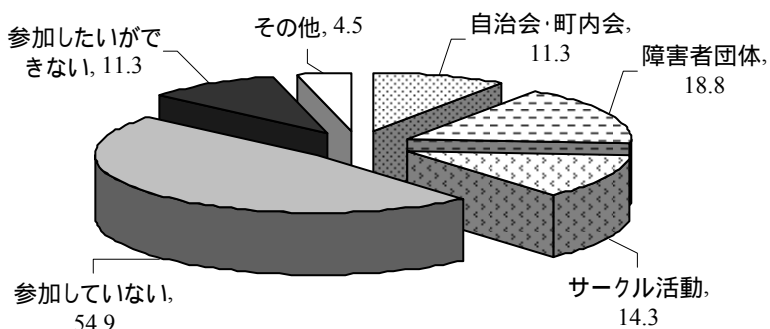
図 13 趣味活動（%）



（ 3 ）地域の社会的活動への参加は少ない

社会的活動への参加では、「障害者団体」（18.8%）、「サークル活動」（14.3%）に回答が多く、太鼓サークルや手話サークルなどに参加する人も見られます。しかし、一方で、「参加していない」（54.9%）、「参加したいができない」（11.3%）が半数以上を占め、きわめて孤立化していると言わざるを得ません。

図 14 社会的活動（%）



（ 4 ）福祉サービスの利用は低調

充実した地域生活には、支援、福祉サービスの利用が不可欠です。福祉サービスの利用については、「ホームヘルプ」13.5%、「ガイドヘルプ」（余暇支援 50.6%、旅行の付き添い 1.2%、その他 5.6%）「ショートス

「デイ」16.7%（内緊急時4.9%）、「デイサービス」3.7%、「コミュニケーション支援」1.2%、「権利擁護制度」6.8%、とそれぞれが低調な結果となっています。入所施設や GHCH などでの利用が制限されていることが大きく作用していると思われますが、家族同居の場合も含め、こうした状況にあることはきわめて深刻な状況と言えます。ただし、ガイドヘルプ制度においては、余暇支援などで大きな意味をもって活用の工夫が行われていることが伺えます。知的障害者の安心・安全の地域生活を確保していくうえで、さらに充実した支援が求められます。

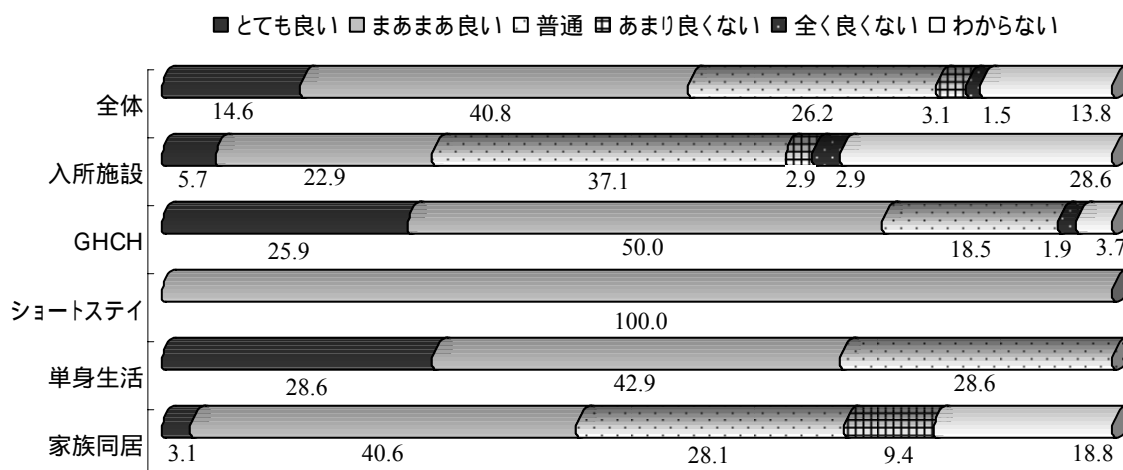
以上のように、余暇などを主に地域活動の様子を見てきましたが、全般的に取り組みは低調でした。さまざまな要因が考えられますが、GHCH での取り組みがかなり積極的に行われている反面、家族同居で若干落ち込む傾向があります。家族の介護にこれらが依存しているため、家族の介護力の低下に伴って表れていると考えられます。入所施設については、やはり制限が多いことが大きな要因になっています。

4 今後への希望

(1) 7~8割が現状を肯定

現在の生活について、障害者本人はどのように評価しているのでしょうか。「とても良い」14.6%、「まあまあ良い」40.8%、「普通」26.2%となっており、一定、現状に満足している人が多いようです。これまでの生活のなかで、制限された生活が当たり前、あるいは社会経験の圧倒的不足がこうした現状満足感を発生させているのではないかと考えられます。生活形態別で見ると、「とても良い」とした人が、入所施設で5.7%、GHCHで25.9%、家族同居で、「まあまあ良い」が42.9%となっており、全般的に肯定的な回答が6~7割を占めました。この満足が何に拠っているのか、外出頻度、障害者本人の収入、余暇活動への参加などとの相関、たとえば「収入が多いほど満足度が高いのか」なども分析してみましたが、相関する項目は見られませんでした。すなわち、全般的な諸制度の貧しさのなかで、別の選択肢を持たず、こうした印象を持たざるを得ない状況があると言えます。

図15 障害者本人の生活満足度(%)

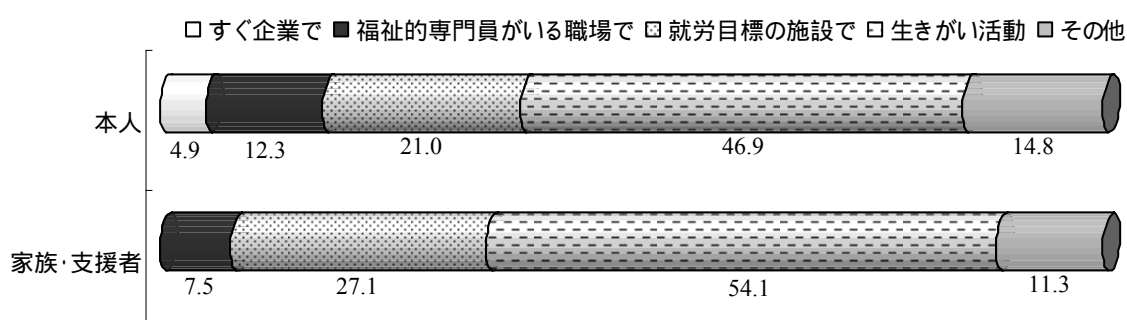


(2) 今後の希望について、障害者本人と家族・支援者にズレ

ここでは、障害者本人の今後の暮らしへの希望について、家族・支援者の思いと比較して検討します。なお、この設問に対する本人の回答が少ないのでクロス集計はしていません。

日中活動の場については、「今すぐ企業で働きたい」4.9%、「福祉的専門員がいる職場で働きたい」12.3%、「就労目的の施設で働きたい」21.0%となっています。全体的に重度の知的障害者ではありますが、比較的就労への希望を強くもっています。一方で、家族または支援者になると、「生きがい活動」が54.1%と圧倒的に高くなっており、障害者本人の希望とズレが生じています。

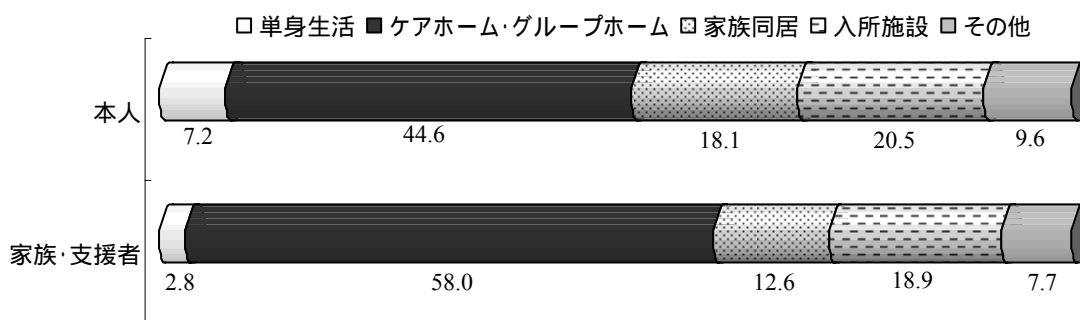
図 16 日中活動の希望 障害者本人と家族・支援者 (%)



暮らしの場については、障害者本人の希望は、「単身生活」7.2%、「GHCH」44.6%、「家族同居」18.1%「入所施設」20.5%と、GHCH への期待が強く示されています。また、家族同居よりも入所施設への希望が多く、脱施設化の流れにあっても、入所施設への期待は高いことがわかります。一方、家族・支援者は、「単身生活」2.8%、「GHCH」58.0%、「家族同居」12.6%、「入所施設」18.9%となっており、障害者本人よりも家族同居を希望する人が少なく、本人以上に GHCH への期待が高いことがわかります。入所施設への希望は本人とほぼ同様の結果になっています。

両者ともに単身生活への希望は低く、GHCH が高くなっている傾向にあるのは、入所施設が今後増える見込みがなく、家族同居をどう考えるのかについて本人と家族・支援者にズレが生じていると考えられます。

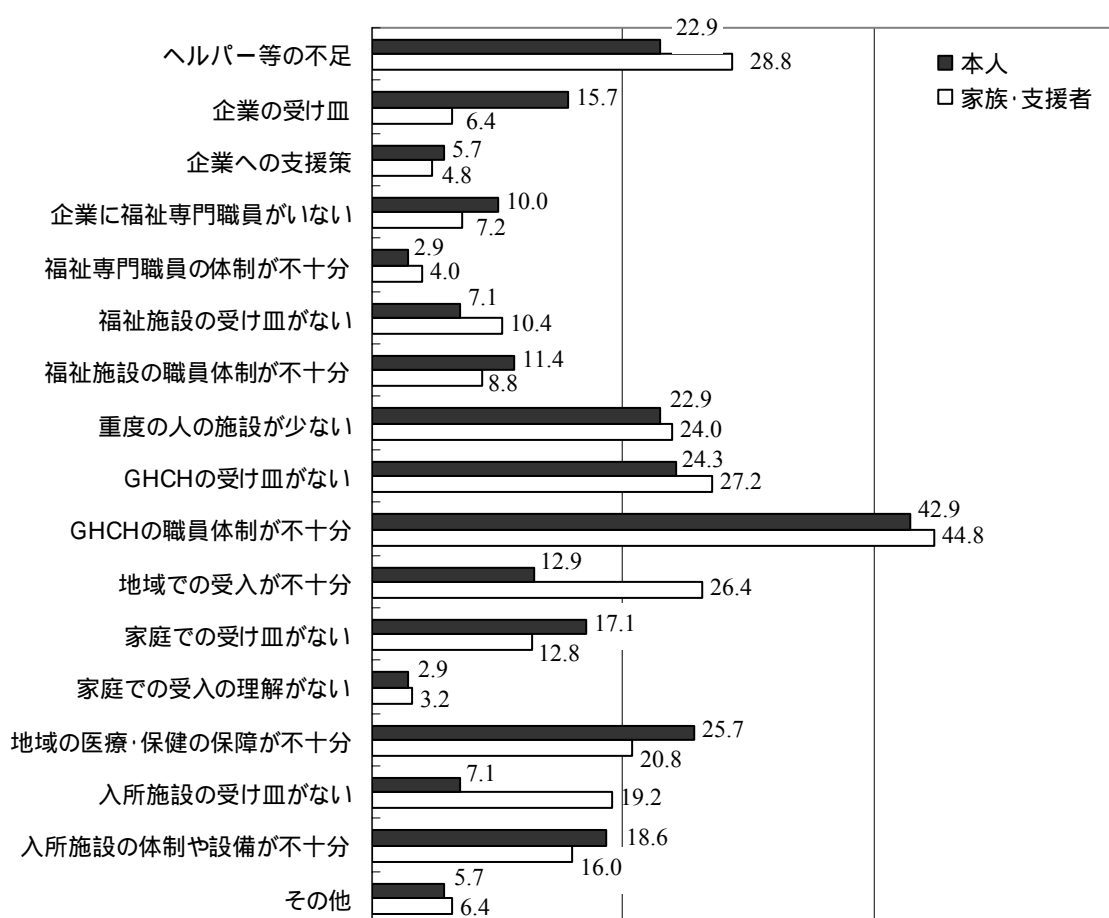
図 17 暮らしの場の希望 障害者本人と家族・支援者 (%)



(3) グループホーム・ケアホームの受け入れ体制が不安

今後の不安については、障害者本人と家族・支援者とほぼ同様の傾向が示されています。暮らしの場への希望が多かったGHCHですが、選択するかどうかについては不安も多くあるようです。GHCHの受け入れ体制やヘルパーの不足、企業の受け入れや地域の受け入れなどに加えて医療に関する不安も高くなっています。こうした点では、本人、家族・支援者を含めて、総じて不安内容は大きく異なることはありません。日中の福祉施設を除いて、家庭の受け皿がないことへの不安も含めてすべての面で不安が見られ、きわめて深刻と言えます。なお、この設問については、障害者本人の回答が少ないためクロス集計はしていません。

図 18 困難・不安 障害者本人と家族・支援者 (%)

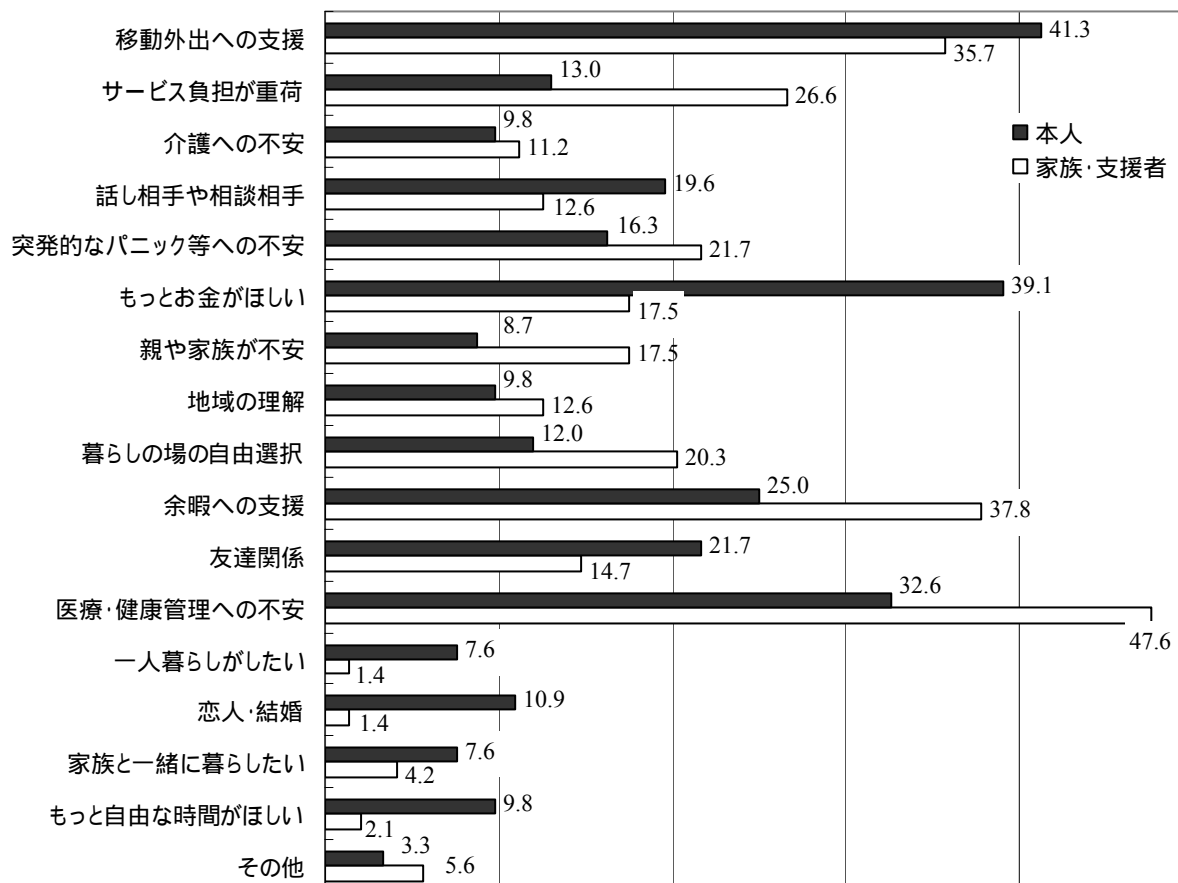


(4) 移動外出支援とお金、医療・健康に改善要求

改善の希望については、障害者本人の場合、「移動外出支援」41.3%、「もっとお金がほしい」39.1%、「医療健康への不安」32.6%、「余暇への支援」25.0%が高くなっています。一方、家族・支援者では、「医療健康への不安」47.6%、「余暇への支援」37.8%、「移動外出支援」35.7%、「負担の重荷」26.6%、「パニックへの不安」21.7%、「暮らしの場の自由選択」20.3%が高く、障害者本人とは少し異なる要望が示されました。これは、これまで介護を経済的にも肉体的にも全面的に担ってきた家族との若干のギャップから生じていると思われます。ただし、家族・支援者も「余暇支援」「移動外出支援」の改善については強く要望しており、

介護負担の改善だけでなく、障害者本人の自主的な活動の改善も積極的に希望していることがわかります。なお、この設問については、障害者本人の回答が少ないためクロス集計はしていません。

図 19 改善要望 本人と家族・支援者 (%)



5 家族の状況

(1) 生計中心者は高齢の父親で年金所得が収入源

ここでは、身内あるいは帰省先のない人(23.0%)は除かれます。

家族状況については、前述したように、両親と同居している人は54.8%、父親または母親と同居している人は12.6%、身内あるいは帰省先がない人は23.0%となっています。家族支援力の低下は徐々に深刻化しています。

同居世帯の生計中心者は「父親」で78.3%です。生計中心者の年齢層の70.7%を60歳以上が占めており、最高齢者は96歳に上ります。したがって、その収入源は、年金所得(48.1%)と給与所得(40.6%)の逆転現象が現実化し始めています。とくに、入所施設とGHCHでは、年金所得を収入源とする人が56.3%、58.1%にもなります。また、生計中心者以外に「他の収入源がない」との回答は、66.7%も見られ、世帯そのもの

の収入の不安定さが増している現実が伺われます。家族は介護だけでなく、施設生活やホームでの生活においても経済的な負担を担っており、家族の経済状況が障害者本人の生活にも直接影響します。とくに、入所施設やGHCHの利用者の家族の高齢化はきわめて顕著になってきています。

図20 生計中心者(%)

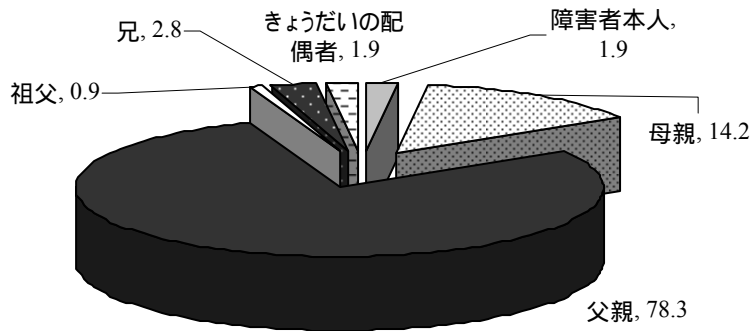


表6 生活形態別×生計中心者の年齢

		合計	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
全体	度数	106			1	3	27	51	21	3
	%	100.0			0.9	2.8	25.5	48.1	19.8	2.8
入所施設	度数	16					2	8	5	1
	%	100.0					12.5	50.0	31.3	6.3
GHCH	度数	44			1		10	20	12	1
	%	100.0			2.3		22.7	45.5	27.3	2.3
ショートステイ	度数									
	%									
単身生活	度数	4						2	2	
	%	100.0						50.0	50.0	
家族同居	度数	36				3	12	18	2	1
	%	100.0				8.3	33.3	50.0	5.6	2.8

表7 生活形態別×生計中心者の収入源

		合計	給与	自営業や農 業での収入	年金	生活保護	家賃・地代	株他・国債 の配当	仕送り
全体	度数	106	43	10	51	1		1	
	%	100.0	40.6	9.4	48.1	0.9		0.9	
入所施設	度数	16	4	3	9				
	%	100.0	25.0	18.8	56.3				
GHCH	度数	43	16	2	25				
	%	100.0	37.2	4.7	58.1				
ショートステイ	度数	1			1				
	%	100.0			100.0				
単身生活	度数	4		1	3				
	%	100.0		25.0	75.0				
家族同居	度数	36	18	4	12	1		1	
	%	100.0	50.0	11.1	33.3	2.8		2.8	

(2) 約6割の人が生活にゆとりなし

世帯の収入額は、年収360万円以下が46.8%、240万円以下は23.4%、180万円以下が11.7%、と前述したように年金所得が主な収入源となっていることも影響して、家計状況はきわめて深刻な状況と言えます。このことから見ても、障害者本人への経済的支援が難しくなっていることが伺われます。とくに、GHCHの利用者の世帯収入は、年収180万円以下が20.0%にも上ります。

当然、経済的ゆとりについては、55.7%の人が「全くない」「あまりない」と感じています。とくに、入所施設利用者の家族では、「あまりない」「全くない」を合わせると80.0%に上ります。家族の高齢化を考えるとまさに加速度的に深刻になっていると言えます。なお、同居家族で他の収入源がない世帯の比率は、66.7%とシングルインカムにならざるを得ない状況も収入源を低くしていると言えます。世帯の収入、経済的なゆとりは、明らかに障害者本人の生活形態（単身者を除く）と関連しています。収入が相対的に多い、相対的にゆとりのある世帯は、家族同居の人で多くなっています。一方、収入が少ない世帯は、本人の入所施設、GHCHの利用者で多くなっています。世帯の収入の低さ、ゆとりのなさが本人の生活形態を規定する重要な要素の一つになっていると考えられます。

なお、収入とゆとりには明確な相関は見られませんでした。全般に絶対額が少ないなかでの多額と少額、ゆとりの有無であろうと考えられます。さらに、世帯の収入の大小は、本人の生活満足度、外出頻度、福祉サービスの利用、今後の希望とも相関は見られません。家族・支援者の今後の希望についても同様です。障害者本人の生活を大きく変えるあるいは本人と家族・支援者の今後の希望を大きく変えることができるほどの収入がないためと考えられます。

図21 世帯の月収(%)

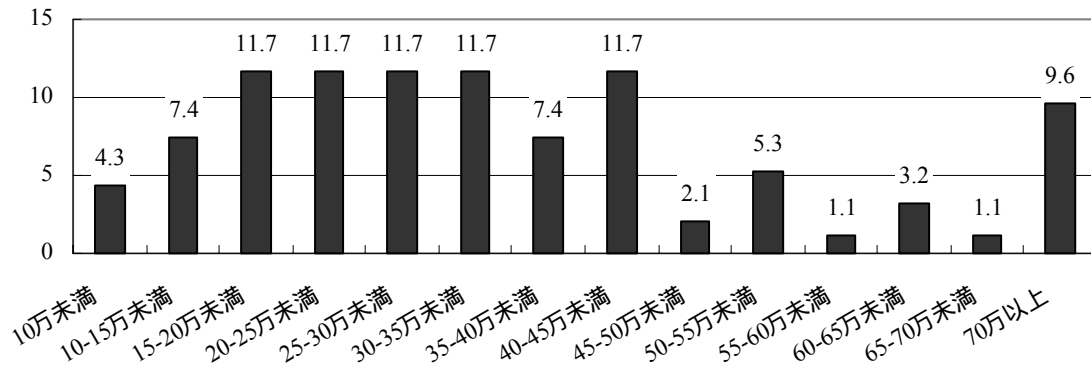


図22 経済的ゆとりの有無(%)

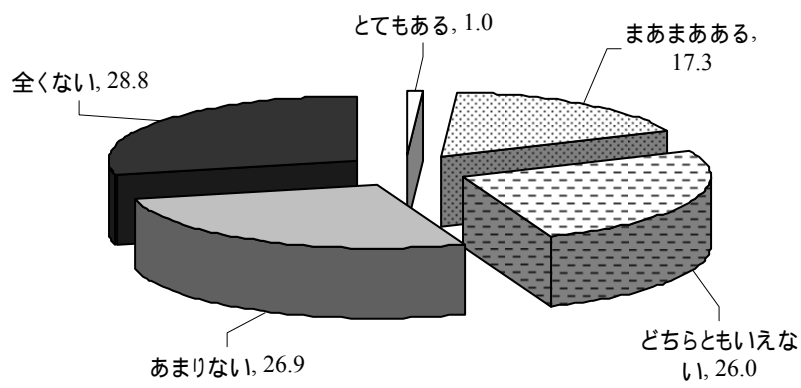


表8 生活形態別×世帯の月収

		合計	10万未満	10-15万未満	15-20万未満	20-25万未満	25-30万未満	30-35万未満	35-40万未満
全体	度数	94	4	7	11	11	11	11	7
	%	100.0	4.3	7.4	11.7	11.7	11.7	11.7	7.4
入所施設	度数	14		1	1	6	1	2	1
	%	100.0		7.1	7.1	42.9	7.1	14.3	7.1
GHCH	度数	35	3	4	5	3	5	3	2
	%	100.0	8.6	11.4	14.3	8.6	14.3	8.6	5.7
ショートステイ	度数								
	%								
単身生活	度数	4		1			1	2	
	%	100.0		25.0			25.0	50.0	
家族同居	度数	35	1	1	5	1	3	3	4
	%	100.0	2.9	2.9	14.3	2.9	8.6	8.6	11.4
		40-45万未満	45-50万未満	50-55万未満	55-60万未満	60-65万未満	65-70万未満	70万以上	
全体	度数	11	2	5	1	3	1	9	
	%	11.7	2.1	5.3	1.1	3.2	1.1	9.6	
入所施設	度数	1					1		
	%	7.1					7.1		
GHCH	度数	2		1		1		6	
	%	5.7		2.9		2.9		17.1	
ショートステイ	度数								
	%								
単身生活	度数								
	%								
家族同居	度数	7	1	4		2		3	
	%	20.0	2.9	11.4		5.7		8.6	

表9 生活形態別×経済的ゆとりの有無

		合計	とてもある	まあまあある	どちらとも いえない	あまりない	まったくない
全体	度数	104	1	18	27	28	30
	%	100.0	1.0	17.3	26.0	26.9	28.8
入所施設	度数	15		1	2	6	6
	%	100.0		6.7	13.3	40.0	40.0
GHCH	度数	41	1	10	11	8	11
	%	100.0	2.4	24.4	26.8	19.5	26.8
ショートステイ	度数	1					1
	%	100.0					100.0
単身生活	度数	4			1	1	2
	%	100.0			25.0	25.0	50.0
家族同居	度数	37		6	12	11	8
	%	100.0		16.2	32.4	29.7	21.6

(3) 家族の生活を削って障害者本人を支援

こうした世帯の家計状況に対しては、「家族全体にかかわる食費や日用品費の制限」34.0%、「親のこずかいの制限」29.9%、「家族旅行や外食の制限」18.6%、「新しい家具等の購入制限」10.3%といった経済的対応が採られています。もともと制限できるほど余裕のある状況とは言えず、食費や日用品費といった必要品目までもが削られており、貧困化が生活を直撃しています。障害者のいない世帯では、親のこずかいや旅行、外食の制限といった対応が採られますが、障害者世帯では、そもそも家族の旅行などの余暇的活動があまり行われていません。しかし、障害者本人にかかる福祉サービスや食費などへの制限はほとんど見られず、どのような生活形態、どのような福祉サービスを利用しているかにかかわらず、まず親や家族が我慢して、福祉や医療サービスへの制限を行うわけにはいかないとの思いで生活されている現状が垣間見られます。こうした障害者・家族の実態を前提として、あらためて家計調査の意味を検証していくことが大切です。

図23 経済的対応(%)

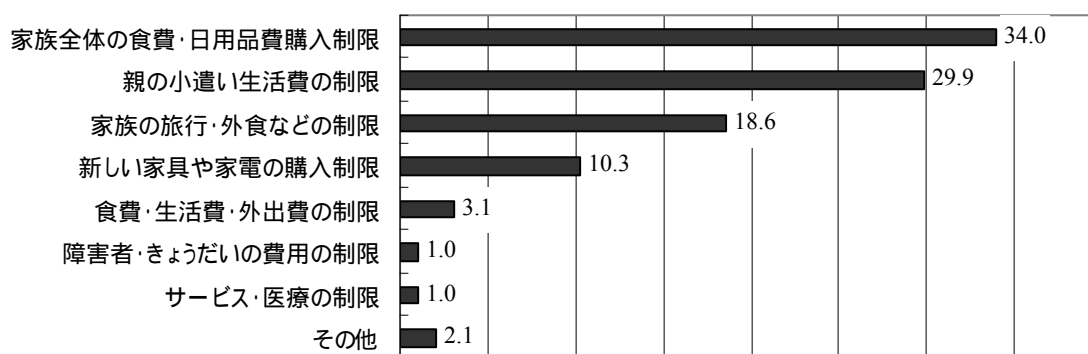


表10 生活形態別×経済的対応(%)

		合計	サービス・医療の制限	食費・生活費・外出費の制限	障害者・きょうだいの費用の制限	親の小遣い生活費の制限	家族全体の食費・日用品費購入制限	家族の旅行・外食などの制限	新しい家具や家電の購入制限	その他
全体	度数	97	1	3	1	29	33	18	10	2
	%	100.0	1.0	3.1	1.0	29.9	34.0	18.6	10.3	2.1
入所施設	度数	15				6	4	4		1
	%	100.0				40.0	26.7	26.7		6.7
GHCH	度数	36		2		12	11	6	4	1
	%	100.0		5.6		33.3	30.6	16.7	11.1	2.8
ショートステイ	度数	1	1							
	%	100.0	100.0							
単身生活	度数	4				2	1	1		
	%	100.0				50.0	25.0	25.0		
家族同居	度数	36		1	1	7	14	7	6	
	%	100.0		2.8	2.8	19.4	38.9	19.4	16.7	

今回の調査は、主として知的障害のある重度重複の障害者が対象となっており、その結果は、かなり極端なものにも見えますが、障害をもつ人たちの地域での現状を代表的に示すものです。とくに、これまで日本の障害者福祉が、訓練・保護中心主義で推移してきたなかで幼少期を過ごし、家族介護中心に育ってきた障害者が、新たな地域移行型制度のなかで暮らしを構築しようとしている実態が明らかになっています。

障害者自立支援法では、地域移行の促進が謳われ、GHCH の拡充が図られてきました。そうした場で暮らしを営む障害者が増えてきたことは間違いありません。しかしながら、現状について、「場」の問題としてではなく、その「暮らし」を見ると、かなり深刻な実態が浮き彫りになっています。つまり、生活形態としての「場」の問題だけではなく、障害者の暮らしを支える環境が全般的に貧しいことが大きな問題であると言えます。また、こうした暮らしの場や余暇活動などについても、障害者の多くは、障害者本人の希望で選択できているわけではなく、家族構成員の状況の変化や世帯収入の変化によって大きく規定されていることが統計的にも明言できます。

ICF は、「活動」「参加」に関する障害の状況を規定していますが、この「活動」「参加」の側面から、個々の障害者の状況を見ると、異常な状況が浮かび上がります。いずれの場においても、やはり自由時間や余暇などの場面で、障害のない人たちとのきわめて大きな格差が生じていることは明らかです。ノーマライゼーションの基本理念として提起された 8 つの基準（ベクト・ニエリエ：一日のノーマルなリズム、一週間のノーマルなリズム、一年のノーマルなリズム、ライフサイクルに於けるノーマルな体験、ノーマルなニーズの尊重、異性と暮らす生活、ノーマルな経済水準の保障、ノーマルな環境基準）から見れば、暮らしの豊かさが欠落していると言わざるを得ません。当然、こうした暮らしの豊かさについては、入所施設において制限があることは調査結果からも明らかですが、家族同居においてもさほど豊かでない実態が明らかになっています。多少、GHCH で余暇や自由時間などに積極的な取り組みが見られるものの、全般的に水準が低いなかでの相対的な結果に過ぎません。これらの原因は、まず、入所施設においては、その職員配置の基準や施設に対する国の位置づけの低さのなかで制限を受けてきたことが影響しており、現状でも大きな改善には至っていません。また、家族については、障害者家族の抱える 4 つの苦悩（障害をもたせてしまった苦悩、一生介護し続けなければならぬ苦悩、子どもより先に先立たなければならぬ苦悩、その子を誰かに委ねなければならぬ苦悩）がこれまでの制度のなかで解消されることもなく、加えて、現在では、家族の高齢化が進行し、その介護力の低下がますます顕著になってきています。わが子の生活を組み立てることができなくなり、ますます生活を制限せざるを得ないなかで、それでもなお、社会的支援に期待することができないのです。こうしたなかであって、GHCH は職員の努力もあり、若干ではありますが、豊かな暮らしを実現しつつあります。しかし、それでも限界性をもっていると言わざるを得ません。その点から、現行制度において、障害者の「活動」「参加」の社会的保障をどう再構築するかという問題が、「場」の地域移行だけでなく、地域での受け入れ条件（インクルーシブ社会の実現）、地域の福祉力の向上なども含めて大きな課題となっています。

そもそも、幼少期から社会参加や社会経験を積んでいなければ、成人して「豊かな暮らし」を主体的に営んでいくことは困難です。このことは、自己の確立が遅れている現状を規定する大きな要因でもあります。したがって、幼児期から社会経験を積むことができるよう、余暇活動などにおける社会的支援システムの構築も緊急の課題となっています。さらに、障害者本人と親の高齢化が急速に進行していることに対する社会

的支援のあり方についても早急な対応が求められています。

いずれにしても、暮らしの問題を議論していく際、単に、豊かさの実態を、その場がどうあるべきかという「インテグレーション」ではなく、「インクルーシブ」を想定した社会的支援の構築なしには、障害者のノーマルな暮らしの保障にはつながらないという視座を明確にもっておく必要があるでしょう。

障害者の家計実態と消費生活実態

1 障害者本人の収入

(1) 障害者本人の収入の月額平均は97,609円、一般単身勤労者の3分の1

障害者本人の収入の月額平均は97,609.2円です。成人期の生活を支える上で非常に不十分な10万円以下というこの金額は、同時代を生きる一般単身勤労者と比較してみると、単身勤労者世帯の実収入の平均289,716円(34歳以下の男性299,817円、女性274,312円)の3分の1程度にとどまるきわめて低い水準になります(総務省「平成21年家計調査」)。これは、都市部における単身生活保護受給者の第1類・第2類の生活扶助額(住宅扶助や障害加算なしの最低生活費)とほぼ同じです。社会生活を営む上での基礎的条件である経済的条件が非常に劣悪であることは、さまざまな社会的経験の機会を剥奪し、社会参加を阻むものであり、この実態については「障害者の暮らしの豊かさの実態」でも述べているとおりです。

なお、それぞれの暮らしの場における障害者本人の平均収入は、「入所施設<家族同居<グループホーム・ケアホーム(以下、GHCH)<単身生活」となっています。単身生活、入所施設については、それぞれ最大値と最小値の差が約5万円、約7万円となっていますが、一方、GHCHのそれは14万円、家族同居では17万円とかなり大きな開きが見られます。これは、家族同居については、調査対象者のなかに未成年が含まれており、障害基礎年金を受給していないケースもあることを反映した金額だと言えます。

(2) 収入の9割超が年金・手当で、工賃は収入源として機能していない

収入の内訳を見ると、年金・手当が多くを占めています。単身生活以外(単身生活では、5人中3人が生活保護を受給)では、障害基礎年金1級の取得率が7割を超え、それぞれの暮らしの場における障害年金1級の受給割合を比較すると、「入所>家族同居>GHCH>単身生活」となります。

一方、「賃金・工賃」の平均収入を見てみると、もっとも多いGHCHでも13,289円、もっとも少ない入所施設では、2,722円と、収入源としては位置づいていないことがわかります。工賃については、全施設の全国平均でも、16,389円(平成20年度厚生労働省調べ)と大変低い現状にあります。

以上のことから、「障害基礎年金+工賃」では、収入が10万円を超えることはほとんどなく、非常に低水準な収入にしかありません。10万円を超える事例としては、特別障害者手当(26,440円)を受給している者、GHCHでは、生活保護を取得している者、あるいは平均工賃を大きく上回る賃金・工賃を支払われている者、遺族年金、保険金、養育費、本人名義の不動産など特別なことがある場合に限定されています。なお、有効回答者に対して10万円を超える人の割合(有効回答数41、28.9%)は「単身生活>GHCH>家族同居>入所施設」の順です。

表1 収入の内訳×生活形態

	家族同居	GHCH	入所施設	単身生活
有効回答数	38	61	39	5
賃金・工賃	4159.2 (34)	13289.1 (52)	2722.3 (28)	6300 (3)
障害基礎年金	69914.8 (33)	77909.6 (60)	78277.0 (39)	56106.4 (4)
障害基礎年金1級取得率	76.3 (29)	71.7 (43)	85 (34)	25 (1)
年金(障害以外)	3157.9 (1)	819.7 (1)	0	25806.6 (1)
手当(障害)	6063.16 (9)	3341.4 (5)	0	0
手当(障害以外)	4445.0 (4)	1513.3 (1)	661 (1)	0
扶養共済	0	1311.5 (3)	0	0
生活保護	0	6120.3 (1)	1166.4 (1)	41732.8(3)
仕送り・小遣い	2691.1 (6)	4481.8 (15)	384.6 (1)	1200(1)
収入合計平均	90431.2	108781.5	82550.4	131145.8
収入合計最小値	5400	76008	47990	98508
収入合計最大値	225908	216008	115348	149033

各項目の数字は円、()内の数字は該当の費目を受け取っている実人数を表しています。

今回は、各生活の場所の有効回答数のばらつきが大きいため、平均や合計は算出していません。

それぞれの暮らしの場における収入の平均的構成割合については、〔図1〕～〔図4〕に示すとおりです。特徴としては、入所施設では、年金が占める割合が、93%と多くを占めるのに対して、家族同居では、障害以外の年金や手当(未成年者が含まれていることが影響している) GHCHでは、「賃金・工賃」「生活保護」の割合が相対的に高くなっていること、単身生活はケース数が非常に少ないものの、多様な収入源によって暮らしを支えていることが明らかになりました。

図1 家族同居の収入の平均的構成割合(%)

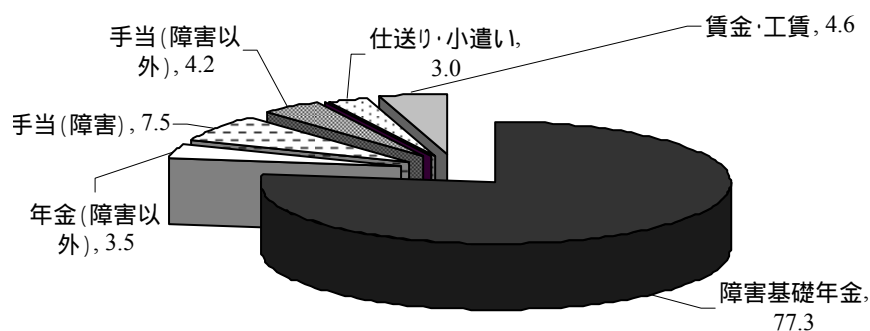


図2 GHCHの収入の平均的構成割合(%)

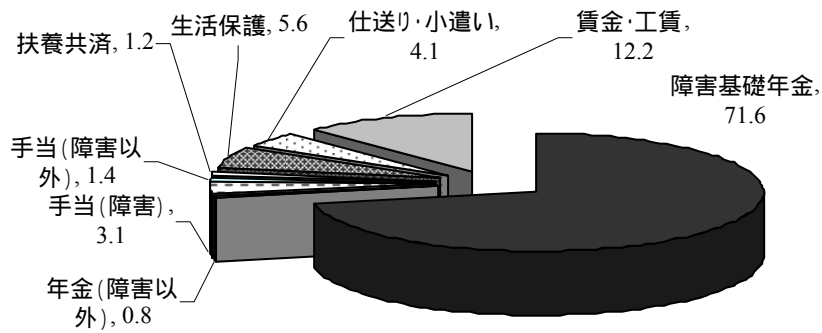


図3 入所施設の収入の平均的構成割合 (%)

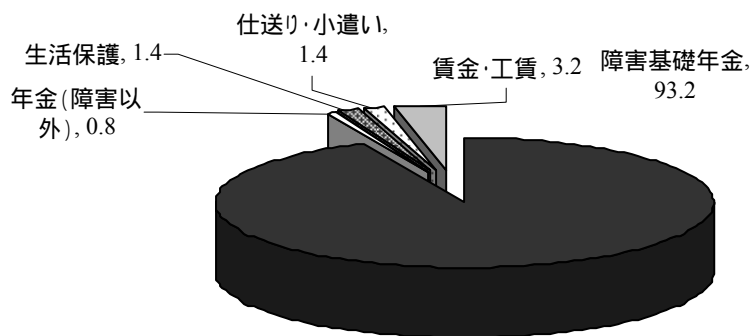
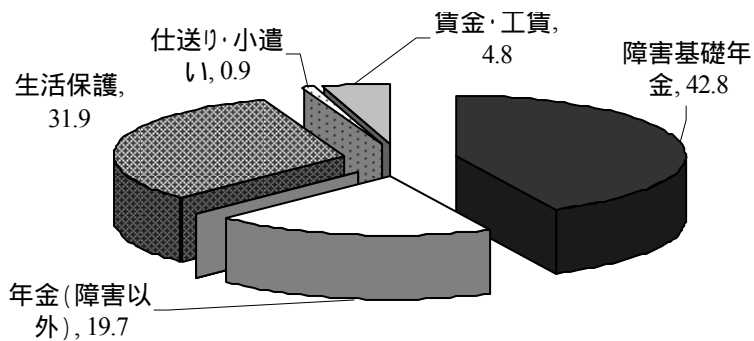


図4 単身生活の収入の平均的構成割合 (%)



(3) 障害者本人の収入額が暮らしの場を規定している

自由記述のなかに家族同居者から「経済的条件が整わないので、グループホーム・ケアホームに移行できない」という指摘があったことも見逃せません。これについては後述しますが、経済的条件が暮らしの場を規定し、さらには、暮らしの質をも規定していることがわかります。

2 一般単身者と比べた支出

(1) 一般単身世帯・無職（高齢者が多い）を下回る総支出額

障害者本人の1ヶ月の総支出額およびその内訳は〔表2〕のとおりです。全体平均では、1ヶ月の支出額は14万円弱になります。さらに、それぞれの暮らしの場における1ヶ月の総支出の平均金額は、「家族同居：142,580円」「GHCH：94,823円」「入所施設：89,789円」となっています（今回、単身生活のケースは少ないので分析からは除外しています）。ここでは、障害者のいる世帯の家計の特徴を明らかにするために、一般単身世帯と比較します（総務省「平成20年家計調査：職業別・単身世帯」）。なお、今回、比較検討を行うために、「家族同居」における障害者本人の家賃は、家族で支出している「家賃・ローンの月平均返済額」を本人を含む同居人数で除して「一人当たり」の家賃を算出しました。その際、家賃が未記入であった8名については、家賃に記載のあった24名の平均21,826円を当てはめて算出しています。

まず、総支出についてですが、障害者のいる世帯の最高金額は、家族同居の142,580円となっています。ただし、この金額は、「一般単身世帯・無職」の141,828円とほぼ同じ水準であり、「一般単身世帯・無職」のなかには、高齢者も多く含まれていることを考えると、家族同居の障害者の平均が高齢者の消費・社会参加の度合いとほぼ同じ水準と考えられます。さらに言うと、GHCHや入所施設はそれを大きく下回る現状にあるということです。また、今回の調査対象者と同じ世代・類型と想定される「単身世帯（勤労者）」の平均支出の195,254円と比較すると、家族同居の障害者で、7割程度、GHCHや入所施設に暮らす障害者では5割弱という水準にとどまります。ノーマライゼーションの思想にあるように「同じ社会に暮らす同じ世代の人と同じ生活水準」を考えるのであれば、その前提である経済活動にこれほどの格差が生じていることは看過できない状況にあります。

表2 生活形態×支出の内訳

		合計	食料	住居	光熱水道	家具家事	被服
家族同居	(円)	142580.9	45652.4	12561.1	6593.7	7376.1	15199.1
	(%)	100.0	32.0	8.8	4.6	5.2	10.7
GHCH	(円)	94823.9	28698.1	25062.8	7928	4541.8	3235.5
	(%)	100.0	30.3	26.4	8.4	4.8	3.4
入所施設	(円)	89789.15				2599.3	5648.4
	(%)	100.0				2.9	6.3
(総務省「平成20年家計調査：単身」より)							
勤労者	(円)	195254	45808	32163	9338	3597	9620
	(%)	100.0	23.5	16.5	4.8	1.8	4.9
無職	(円)	141828	31417	15845	12425	4709	5212
	(%)	100.0	22.15	11.17	8.76	3.32	3.67
		交通	教育	教養娯楽	その他	サービス利用	入所施設
家族同居	(円)	14496.2	0.0	13501.9	11540.8	8454.8	
	(%)	10.2	0.0	9.5	8.1	5.9	
GHCH	(円)	5862.5	41.6	5060.9	4383.6	6715.2	
	(%)	6.2	0.0	5.3	4.6	7.1	0.0
入所施設	(円)	2324.5	181.2	3697.6	10634.9		52626.7
	(%)	2.6	0.2	4.1	11.8	0.0	58.6
(総務省「平成20年家計調査：単身」より)							
勤労者	(円)	29987	2	24184	35532		
	(%)	15.4	0.0	12.4	18.2		
無職	(円)	12908	6	16621	35629		
	(%)	9.1	0.0	11.7	25.1		

(2) 一般単身者と比べて福祉サービス費が支出を圧迫している

「一般単身世帯」と比較した障害者の支出内容の特徴を以下に4点、あげておきます。

まず、低水準の支出状況であるなかで、福祉サービス利用にかかわる自己負担が家計を圧迫していることが明らかになりました。自己負担の平均月額、家族同居で8,454円、GHCHで6,715円となっており(入所施設は入所施設利用費に包含)それぞれ支出の5.9%、7.0%を占めています。これらの支出が他の費目の支出状況に影響を与え、障害者の消費・社会参加を制限していることは明らかです。

(3) エンゲル係数は一般単身者を大きく上回る

障害者の支出のなかで、実際の金額は、一般世帯を下回っていますが、食費の占める割合(=エンゲル係数)が一般世帯を大きく上回っていることが明らかになりました。一般世帯との比較において、障害者の消費・社会参加の状況を考えてとき、「教養娯楽費」や「その他」に含まれる交際費などが少ない分が食費に支出されている、つまり、食事やおやつ以外のことを楽しむことが難しい状況にあると考えられます。

(4) 「家具・家事用品」「被服費」が一般単身者に比し多い

「家具・家事用品」や「被服費」の割合が一般世帯に比べると相対的に高くなっています。これは、破損による家具や寝具などの買い替えや、衣服などへのこだわり(ユニクロでの大量買い、ズボン年間20枚などの事例がある)から支出が多くなっていると考えられます。また、家計簿の記載のなかでは、下着類の買い替えが頻繁に行われており、障害者の場合、下着の清潔を保つのが難しく、一般の人よりもより多くの下着が必要になっていると考えられます。

(5) 「交通費」「教養娯楽費」は一般単身者を大きく下回る

「交通費」「教養娯楽」「その他(交際費なども含まれる)」の支出が一般世帯を大きく下回っています。このことから、障害者は、交通費を伴う移動や教養娯楽の少ない生活、つまり、生活がルーティン化するなど、変化の乏しい暮らしを送っていることがわかります。家族同居の場合や、それ以外の場合も家族からの差し入れとして、本や漫画、学習用のドリルやクレヨンなどを頻繁に家族が購入している事例も見られましたが、障害が重度の人の場合、そのような娯楽を楽しむのも難しい状況にあります。

また、家族に介護力(行動力)がある場合は、障害者本人と連れ立って、野球や映画、ドライブやパチンコ、競馬などに外出する事例も見られましたが、家族の高齢化などにより介護力が低下した場合にはそのようなことはほとんど見られず、通所施設利用者の多くに、土日などの休みの日には「自宅にて過ごす」という記述が見られます。

さらに、今回の調査対象の全ケースのなかで、冠婚葬祭にかかわる支出は1ケースのみにとどまり、障害者の親戚・近所付き合いの乏しさが顕著になっています。

3 暮らしの場で比べた支出の特徴

障害者のいる世帯、暮らしの場における各費目の支出割合を示したのが、〔図5〕～〔図7〕です。それぞれの暮らしの場における比較から、特徴としてつぎの3点が指摘できます。

(1) グループホーム・ケアホームは支出の26.4%が「住居費」に当たる

GHCHでは、全体の支出に占める「住居費」の割合が高く、一般世帯との比較においても同様です。自治体によっては、家賃の補助制度や負担軽減措置を行っているところもありますが、全体的には不十分であり、家賃が大きな負担となっていることが明らかになりました。今回はあくまでも平均金額による比較であり、なかには高額の家賃を負担できず、GHCHへの移行が叶わない事例があることが自由記述のなかにも見られました。

(2) 家族同居は「被服費」「教養娯楽費」「交通費」が相対的に多い

家族同居は、他の暮らしの場と比べて「被服費」「教養娯楽費」「交通費」の占める割合が高くなっていることが明らかになりました。その理由は前述した通りです〔2・(4)(5)参照〕。障害者本人および家族の平均年齢は、家族同居がGHCHまた入所施設を相対的に下回っています(p.9参照)。つまり、本人の収入が低水準という状況のなか、家族の経済力、プラス介護力(行動力)によって障害者本人の生活の質が規定されていることがわかります。

(3) 「医療費」も家族同居が相対的に多い

調査対象者の障害者本人の平均年齢は「入所施設 > GHCH > 家族同居」となっており、一般的に、年齢に比例して医療費の支出は高くなるにもかかわらず、医療費の支出金額は、「GHCH < 入所施設 < 家族同居」となっています。これは、家族に経済力、プラス介護力があるうちは、病気の早期発見（初期段階での診療）や予防的受診（予防接種や歯科検診）などが可能であり、頻繁に病院に行くことが可能であること、障害や疾病に応じて、遠方や保険対象外の専門医のところへの通院なども可能であることからこのような結果になったと考えられます。実際に、毎日の行動の様子（巻末資料参照）を尋ねた欄では、家族同居の場合や、GHCH に入居している場合であっても、家族が通院に付き添っている状況などが記入されていました。または、そのような適切な通院が可能なケースでは、通院以外にも、必要に応じてオムツやマスク、冷却シートなどの付随品が購入されていることが多く、快適な環境が保持されていると言えます。

図5 家族同居の費目別支出（%）

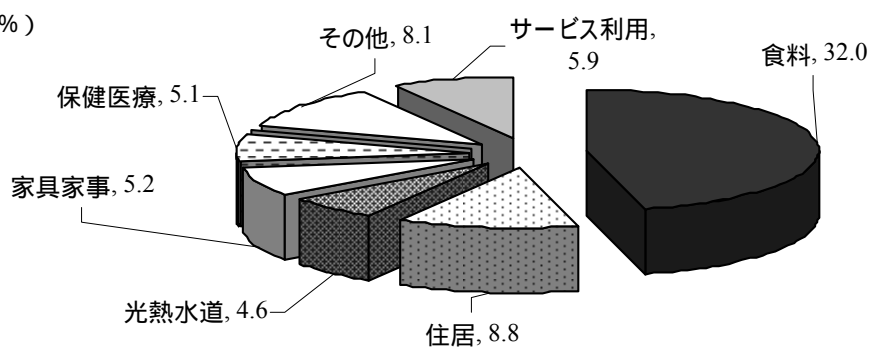


図6 GHCHの費目別支出（%）

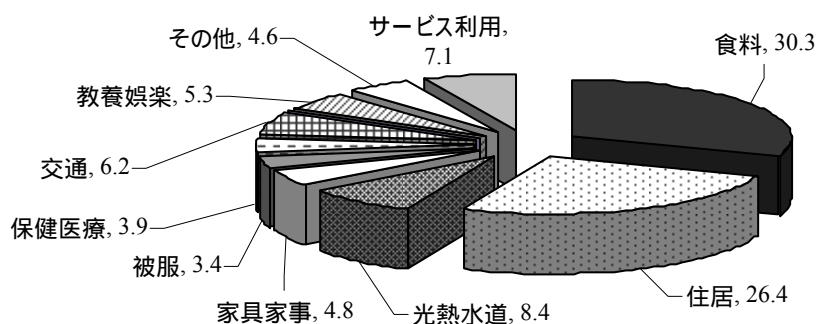
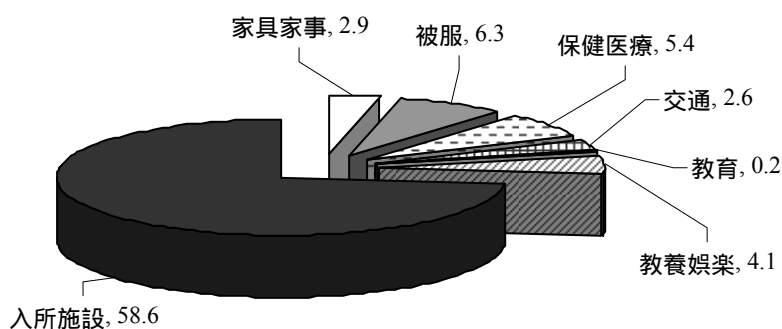


図7 入所施設の費目別支出（%）



4 家計の収支バランス

(1) 55.1%が支出超過

今回の調査では、障害者本人の収入で本人にかかる支出を賄っていたのは、〔図8〕にあるように、全体の44.9%です。つまり、全体の55.1%が本人の行動にかかる支出を本人の収入だけでは賄えていないということになります（「収入 支出」のそれぞれの暮らしの場での状況は〔表3〕に示しています）。収支がマイナスになるということは、障害者本人の貯金を取り崩すケースも稀にありますが、多くは家族による経済的負担が生じているということを意味します。そして収支がマイナスになるケース、つまり、家族に経済的負担が生じている割合が多いのは、生計中心者の平均年齢（p.20 参照）とは反比例し「家族同居>GHCH>入所施設」となっています。

(2) 収支がマイナスの人では、家族の経済状況が障害者本人の支出状況を大きく規定している

ここでは、収支状況の全体をもっともプラスが多い者からマイナスが多い者まで並べて均等に5等分して分析しました。これによると、もっともプラスの多い分位（24,113円以上のプラス）の割合が大きいのは、GHCHの26.7%であり、もっとも家族の負担が大きいマイナスの多い分位（マイナス71,580円以上）は、家族同居の42.1%であることが明らかになりました。収支がマイナスになるということは、家族負担にそれだけ支えられているということをし、家族同居の場合、障害者本人の支出状況が家族の経済状況に大きく規定されていることとなります。

最小値のケース（マイナス402,069円）では、障害者本人の収入は、障害基礎年金とわずかな工賃のみで、自由記述では、障害者本人が物をよく壊すために修理代や新しい物品の購入に家族が多額の支出をしている状況が見られました。また、何かしていないとパニックになるため、多くのケースで余暇活動に親が付き添って参加しており、経済的にも身体的にも負担が生じていることがわかります。また、他のきょうだいもいるなかで、月の収入に占める障害者本人にかかる支出が大きく、きょうだいや親など、他の家族の生活にしわ寄せが生じていることが予想されます。

(3) 収支がプラスの人でも支出を抑制している

収支がプラスになるケースでは、二極化した現状が見られる一方、障害者本人の収入が多いケース、すなわち、各種年金、工賃、生活保護等により「障害基礎年金+平均的工賃」（約10万円弱）を上回る場合もあります。この場合は、収入に応じて適切な支出、つまり、外出や趣味を楽しんだり、自分の好きな物を購入したりという成人期として相応しい生活が展開されているケースが見られました。しかし、もう一方では、支出を最小限度に抑えることで収支をプラスにしているケースもあります。その場合は、外出や物品の購入はほとんどなく、とくに入所施設では、自動販売機のみ利用やGHCHではコンビニやスーパーでの定期的な物の購入（多くはジュースやヨーグルト）、その他医療費など必要最低限の支出にとどまっている事例も多く見られました。また、最大値のケース（プラス193,350円）では、高齢になった母子家庭で父親の遺族年金などを収入源とし、病院以外の外出をせずに支出を最大限に抑制した生活が営まれていました。このこと

から、高齢になった親が親亡き後の生活を不安に思い、将来に備えて現在の生活を縮小させようとする考えがうかがわれます。

(4) 収支がプラスでもマイナスでも多くが家族の経済・介護力に依存している

以上のように、いずれの場合であっても、障害者本人の収入のなかで、豊かな成人期の暮らしが展開されているとは言えず、家族も含めた真のノーマライゼーションの実現のためには、家族に経済的に依存せず、また社会参加する上でも家族の介護力に頼らずに済むような社会的支援の整備が必要となります。

図8 障害者本人の収入から本人にかかる全支出を引いた金額(支出合計+1ヶ月特別出費)

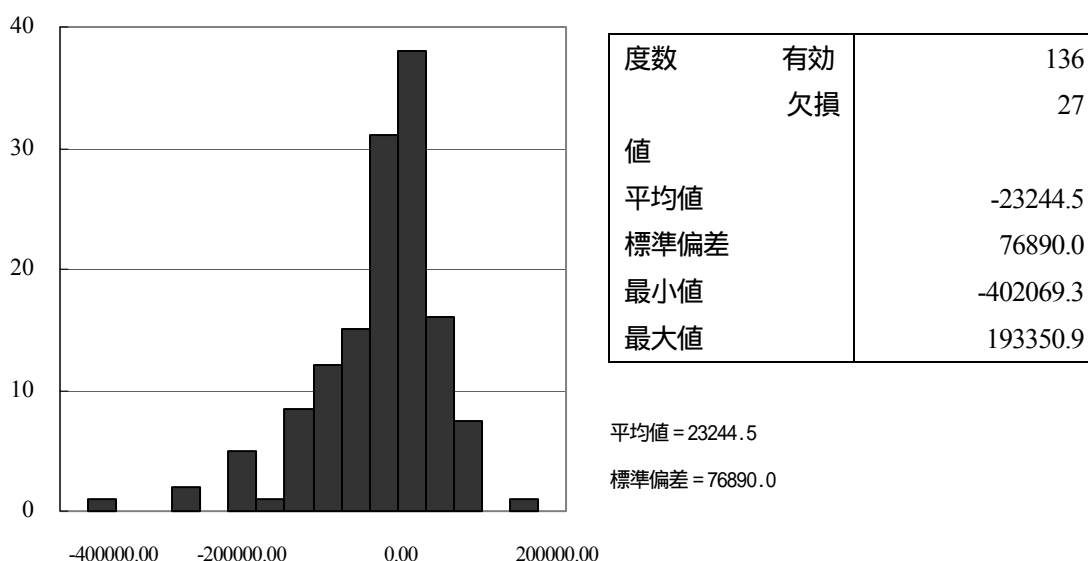


表3 生活形態×収入状況

家族形態	合計	(-71580)	(-71579 ~ -25204)	(-25203 ~ 3090)	(3091 ~ 24112)	(24113 ~)
合計	度数	136	27	27	28	27
	%	100.0	19.9	19.9	20.6	19.9
家族同居	度数	38	16	12	2	3
	%	100.0	42.1	31.6	5.3	7.9
入所施設	度数	38	5	6	11	10
	%	100.0	13.2	15.8	28.9	26.3
GHCH	度数	60	6	9	15	14
	%	100.0	10.0	15.0	25.0	23.3

p = .000

(5) 収入に影響を与える要素 工賃ではなく公的給付

障害者本人の収支の状況に影響を与える要素については以下のような特徴が見られました。〔表4〕は収支それぞれとその他の要素についての相関を見たもので、()内の数字は、それぞれの相関係数を表します。

障害者本人の「収入合計」との関係で見れば、本人の年齢(.241)が上がるほど、収入も上がっています。今回はこれ以上の分析は行っていませんが、通常の障害基礎年金以外に親の高齢化に伴い遺族年金が入って

くる、暮らしの場を移すに伴い新たに生活保護を受給している（GHCH に生活保護受給者がいる）などが影響していると考えられます。また、収入額、工賃がもともと低いために、年齢に伴って生じる公的給付等によって収入額が増えているとも言えます。

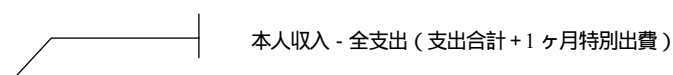
（6）収支に影響を与える要素 家計規模が小さく不安定な収支

「収支への影響」との関係で見れば、支出合計（.882）外出計（.664）は非常に強い相関が認められます。つまり、支出合計、外出計が高くなればなるほど、収支はマイナスになるということです。また、障害者本人の収入計（.411）特別な出費（.366）にも強い相関が認められます。つまり、障害者本人の収入が上がるほど収支はプラスに、特別な出費が上がるほどマイナスになるということです。さらに、障害者本人の年齢（.226）世帯月収（.238）とも相関が認められます。つまり、本人の年齢が上がるほど収支はプラスに（前述したように、高齢になるほど収入が増える、あるいは家族の介護力の低下に伴い高齢になるほど支出が制限されることも考えられます）世帯月収が高くなるほど障害者本人の支出が増えることが明らかになりました。

（7）障害者本人の外出支出額は家族の月収に相関している

障害者本人の「外出にかかる支出合計」は、本人の収入（.069）との相関は認められず、世帯月収（.297）と相関が認められました。つまり、障害者本人の外出は本人の収入ではなく、家族の負担によって可能になっていると言えます。なお、「障害者の豊かな暮らしの実態」の「家族の状況」で述べているとおり、生計中心者は70.7%が60歳以上であり、当然、世帯月収は生計者の年齢（.460）と強く相関し、定年退職して年金生活に入り経済基盤が大変不安定になっています。すなわち、家族の外出支援の介護力の低下だけでなく、家族の高齢化に伴う収入減によっても、障害者本人の外出が制限されていると言えます。

表4 収支状況と各要素の関連



		本人収入 - 全支出	収入計	支出 合計	外出計	特別出費 (1ヶ月)	本人 年齢	生計 年齢	世帯 月収
本人収入 - 全 支出	Pearsonの相関係数	1.000	.411**	-.882**	-.654**	-.365**	.225*	.131	-.238*
	有意確率(両側)		.000	.000	.000	.000	.012	.194	.027
	N	136	136	136	125	93	124	100	87
収入計	Pearsonの相関係数	.411**	1.000	-.077	-.069	.143	.241**	.129	-.173
	有意確率(両側)	.000		.371	.437	.164	.006	.199	.108
	N	136	142	136	129	96	130	101	88
支出合計	Pearsonの相関係数	-.882**	-.077	1.000	.709**	.080	-.111	-.063	.189
	有意確率(両側)	.000	.371		.000	.438	.200	.524	.071
	N	136	136	147	132	97	135	105	92
外出計	Pearsonの相関係数	-.654**	-.069	.709**	1.000	.028	-.180*	-.077	.297**
	有意確率(両側)	.000	.437	.000		.792	.041	.455	.006
	N	125	129	132	141	90	129	96	83
特別出費 (1ヶ月)	Pearsonの相関係数	-.365**	.143	.080	.028	1.000	-.153	-.072	-.029
	有意確率(両側)	.000	.164	.438	.792		.143	.538	.815
	N	93	96	97	90	100	93	76	69
本人年齢	Pearsonの相関係数	.225*	.241**	-.111	-.180*	-.153	1.000	.568**	-.217*
	有意確率(両側)	.012	.006	.200	.041	.143		.000	.042
	N	124	130	135	129	93	149	101	88
生計年齢	Pearsonの相関係数	.131	.129	-.063	-.077	-.072	.568**	1.000	-.460**
	有意確率(両側)	.194	.199	.524	.455	.538	.000		.000
	N	100	101	105	96	76	101	107	94
世帯月収	Pearsonの相関係数	-.238*	-.173	.189	.297**	-.029	-.217*	-.460**	1.000
	有意確率(両側)	.027	.108	.071	.006	.815	.042	.000	
	N	87	88	92	83	69	88	94	94

** .相関係数は1%水準で有意(両側)です。

* .相関係数は5%水準で有意(両側)です。

(相関係数とは、2項目のデータ間の関係の強さを見るもので、0から1に絶対値が大きくなるほど関係が強くなることを表します。)

5 外出・物品等の購入費と生活の質

(1) 個別の外出費・物品等購入費は平均月24,117円

ここでは、1ヶ月の外出・物品購入等にかかる状況について見ていきます。総務省の家計調査にはない費目分類ですが、1ヶ月間に障害者本人が本人のために使った費用であり、生活の質に大きくかわる費目です。調査用紙の「本人の行動や本人にかかる出費」(巻末資料参照)の欄に記入してもらい、食費や日常生活品費の人数割り分など家族全体にかかわる出費とは区別したものを指します。これによると、〔表5〕にあるように、全体の平均は、24,117円です。障害者本人の収入総額の平均97,609円の24.7%に相当します。なお、分布状況では、最小値100円から最大値319,627円と開きが大きくなっています。

以下、分析のため、「外出・物品等購入にかかる費用」を最小値から最大値まで順に並べ、「低(100円以上9,219円以下)」「中(9,220円以上21,285円以下)」「高(21,286円以上)」と3等分したものをいいます。

表5 外出・物品購入等にかかる状況

度数	有効	142
	欠損値	20
平均値		23117.0
中央値		16894.5
最頻値		4100(a)
標準偏差		37175.0
分散		1.382E9
最小値		100
最大値		319627
パーセンタイル	33.3	9218.7
	66.6	21285.2

(a).多重モードがあります。最小値が表示されず。

(2) 入所施設利用者の外出・物品購入費は少ない

それぞれの暮らしの場と外出・物品等購入にかかる費用の状況については、〔表6〕のとおりになります。外出・物品等購入にかかる費用は、「入所施設<GHCH<家族同居」となっており、入所施設やGHCHでは、「低」の割合がそれぞれ55.3%、30.6%と高くなっています。確かに、個人だけのために出費される金額は少ないものの、だからといって、外出やショッピング機会も少ないとは言えません。たとえば、公用車によるドライブや外出、施設独自の取り組みなどにより、障害者本人の自己負担が発生しないような工夫がなされていることを見る必要があります。とくに、家族にも頼れず、障害者本人の収入も乏しい者が多い入所施設では、今回の調査においても公用車の利用や施設内でのイベントなどで休日を過ごしている様子が見られました。

表6 家族形態×外出・物品購入にかかる費用の状況

		合計	低(-9219)	中(9220-21285)	高(22186-)
合計	度数	142	47	48	47
	%	100.0	33.1	33.8	33.1
家族同居	度数	39	7	8	24
	%	100.0	17.9	20.5	61.5
入所施設	度数	38	21	11	6
	%	100.0	55.3	28.9	15.8
GHCH	度数	62	19	27	16
	%	100.0	30.6	43.5	25.8
単身生活	度数	3	0	2	1
	%	100.0	0.0	66.7	33.3

p=.000

(3) ショッピング(物品購入)費用の格差は約20倍

それぞれのグループにおいて、どのような費目に支出されているのかを表しているのが〔表7〕です。金額の多い順に、「物品計(ショッピング)>食事代(外食)>おやつ・茶代>交通費>入場料」となっており、

一般の若者、単身生活者と同じ傾向と言えるのではないのでしょうか。ただし、入場料は障害者手帳による減免制度が活用されている例も見られるものの、全体的に入場料を伴う場所への外出はされていません。

また、特筆すべきことは、全体の3分の1を占める低グループの貧困さです。交通費や食事代の金額を見ると、外食は月1回程度です。加えて、低グループと高グループの格差は顕著に見られ、食事代は約10倍、物品購入費は約20倍にもなります。いずれも暮らしのなかで楽しみにしている度合いの強いものですが、障害者本人の経済力から大きな格差が生じています。

低・中・高の支出額と費目の関係では、支出合計が高くなるほど、「物品合計」の割合が高くなり、「食事代」の占める割合は、中グループ以上で高くなり、「交通費」の占める割合は高グループで高くなっています。

表7 各グループにおける支出費目との関係

		交通費	介助交通	入場料	介助入場	食事代	おやつ・茶代	物品計
低	平均金額 (円)	550.3	99.2	107.0	64.5	673.9	1481.8	1882.0
	費目 / 外出 (%)	8.7	1.3	2.0	.9	11.1	39.6	36.5
中	平均金額 (円)	1374.8	266.2	734.8	144.5	2851.7	2684.2	7860.8
	費目 / 外出 (%)	8.6	1.6	4.8	.9	17.8	17.5	48.8
高	平均金額 (円)	3897.1	1531.2	869.7	103.3	7061.4	3305.7	34955.6
	費目 / 外出 (%)	10.1	4.3	1.6	.3	17.9	8.1	57.7

(「費目 / 外出」とは、「外出・物品購入」全体にかかる費用のうち、その費目の占める割合を示したものです。)

(4) 外出交通費、外食費が月0円の人が42.25%、31.69%

各支出項目が0(ゼロ)であった人の実数とその割合を示したのが〔表8〕です。一番多く支出していた物品費が0円の人20人(14.1%)、おやつ・茶代が0円の人12人(8.5%)と少ないものの、月1回も外食していない人が45人(31.7%)、外出交通費が0円の人60人(42.3%)見られます。

さらに、支出額との関係を見てみると、支出額が上がるにしたがって、その割合が下がる費目、つまり、0円の人が少ない費目は、「交通費」、「食事代」、「物品計」などであって、前述〔5・(2)参照〕と一致した傾向を示しています。

一方で、支出分類と独立である、すなわち支出合計額と各支出項目が0円の人数との関係が認められないものもありました。一つは、「おやつ・お茶代」で、自動販売機、コンビニ、スーパーなどでは、低グループであっても利用していることから、全体的に支出している人数割合が非常に高くなっています。もう一つは、「入場料・介助者入場料」などであって、いずれのグループでも支出している人数割合は少なく、相違が見られないことから、障害程度や暮らしの場など、その他の項目との関係があると考えられます。

表8 各グループと各費目の支出が0円である人数

		合計	交通費	介助交通	入場料	介助入場	食事代	おやつ・茶代	物品計
合計	度数	142	60	101	109	130	45	12	20
	%	100.0	42.3	71.1	76.8	91.6	31.7	8.5	14.1
低	度数	47	31	40	41	43	29	4	15
	%	100.0	66.0	85.1	87.2	91.5	61.7	8.5	31.9
中	度数	48	18	35	34	44	13	2	4
	%	100.0	37.5	72.9	70.8	91.7	27.1	4.2	8.3
高	度数	47	11	26	34	43	3	6	1
	%	100.0	23.4	55.3	72.3	91.5	6.4	12.8	2.1

以上のように、外出や物品購入などの総支出が低い場合、移動を伴う外出や外食・弁当などの購入を行わない、つまり、通常の生活範囲を超えた移動やルーティンではない生活（食事をいつもの場所以外でとる機会）がないことが明らかになりました。このことから、変化やメリハリのない生活を強いられ、経験の拡大や発達の機会の喪失につながっていることが危惧されます。

（５）「お金があれば外食に」

「外出・物品購入合計」とその他の所得にかかわる項目との相関関係は、〔表９〕のようになります。なお、本文中の（ ）内の数字は、それぞれの相関係数を表します。大きいほど比例して反比例している度合いが高いということです。

「外出・物品費目合計」と相関を示す項目、つまり、「外出・物品購入合計」の金額が上がれば、金額が上がる項目には、「食事代（.431）」「入場料（.390）」「おやつお茶代（.331）」「交通費（.239）」「世帯月収（.299）」があります。支出できるお金は外食などに使われており、暮らしのなかの楽しみになっていることがわかります。

ちなみに、「世帯月収」と相関を示すものは、「生計者年齢（-.464）」「本人年齢（-.220）」でした。生計中心者の高齢化と障害者本人の高齢化およびそれに伴う世帯月収の縮小が認められます。このことから、生計者の高齢化による障害者本人の活動の縮小の可能性が示唆され、障害者本人に活動意欲があっても、介護者である家族や家計の事情により活動することができない現状にあることが考えられます。

表９ 外出・物品購入とその他の費目の関連性

		外出計	交通費	入場料	食事代	おやつ ・お茶代	本人 年齢	程度 区分	生計 年齢	世帯 月収
外出計	Pearsonの相関係数	1.000	.239**	.390**	.431**	.331**	-180*	-.052	-.080	.299**
	有意確率(両側)		.004	.000	.000	.000	.040	.572	.435	.006
	N	142	142	142	142	142	130	119	97	84
交通費	Pearsonの相関係数	.239**	1.000	.162	.361**	.052	-.102	-.058	-.145	.236*
	有意確率(両側)	.004		.050	.000	.531	.240	.526	.152	.029
	N	142	147	147	147	147	135	121	99	86
入場料	Pearsonの相関係数	.390**	.162	1.000	.152	.074	-.036	.052	-.039	.257*
	有意確率(両側)	.000	.050		.066	.375	.676	.569	.700	.017
	N	142	147	147	147	147	135	121	99	86
食事代	Pearsonの相関係数	.431**	.361**	.152	1.000	.228**	-.101	-.223*	-.018	.092
	有意確率(両側)	.000	.000	.066		.006	.242	.014	.857	.398
	N	142	147	147	147	147	135	121	99	86
おやつ ・お茶代	Pearsonの相関係数	.331**	.052	.074	.228**	1.000	.019	-.057	.051	.059
	有意確率(両側)	.000	.531	.375	.006		.831	.536	.618	.593
	N	142	147	147	147	147	135	121	99	86
本人年齢	Pearsonの相関係数	-.180	-.102	-.036	-.101	.019	1.000	-.121	.569**	-.220*
	有意確率(両側)	.040	.240	.676	.242	.831		.181	.000	.039
	N	130	135	135	135	135	150	123	102	89
程度区分	Pearsonの相関係数	-.052	-.058	.052	-.223	-.057	-.121	1.000	-.238*	.049
	有意確率(両側)	.572	.526	.569	.014	.536	.181		.025	.673
	N	119	121	121	121	121	123	132	89	78
生計年齢	Pearsonの相関係数	-.080	-.145	-.039	-.018	.051	.569**	-.238*	1.000	-.464**
	有意確率(両側)	.435	.152	.700	.857	.618	.000	.025		.000
	N	97	99	99	99	99	102	89	108	95
世帯月収	Pearsonの相関係数	.299**	.236*	.257*	.092	.059	-.220*	.049	-.464**	1.000
	有意確率(両側)	.006	.029	.017	.398	.593	.039	.673	.000	
	N	84	86	86	86	86	89	78	95	95

** .相関係数は1%水準で有意(両側)です。

* .相関係数は5%水準で有意(両側)です。

(6) 支出額の違いが生み出す生活の質の格差

「外出・物品購入にかかる支出」の調査用紙の具体的内容を見ると、それぞれのグループに属する人たちの生活がどのような状況にあるのか、その傾向がさらに明らかになります。

低グループでは、日常生活に必要な最低限度の物品(洋服や文具、日用品など)の購入もほとんど見られません。また、外出先は、スーパー、コンビニ、公共施設(ガイドヘルパー利用時、手帳による割引制度が効く範囲)と限られています。入所施設の利用者のなかには、施設内の自動販売機のみ利用(1日に複数本のジュースを購入している例も)しているケースも多く見られました。

中グループでは、日常生活に必要な物品(洋服やCDなど)が購入されている記述が多く見られます。また、外出も週に1回程度行われており、具体的には、ラーメン屋やフードコートなどの外食あるいは弁当の購入などです。

高グループでは、嗜好品(雑誌購入やビデオのレンタル、洋服など)を月に複数回購入する例も見られます。また、外出も手帳による割引制度がない場所(パチンコや競馬など)が見られるようになり、GHCHの週末帰省の際には、家族が頻繁に外食や(本人の好きな)パン・弁当などを購入しています。また、衣服の購入やドライブなども多く見られました。

他には、通院をしているケースで支出が多くなっており、受診にかかる費用プラス通院時交通費に加え、おむつやパットなどさまざまな衛生用品が購入され、経済的負担が発生していることも明らかになりました。

(1) 個別減免制度は妥当か

入所施設とGHCHにおいては、個別減免制度があります。障害者本人の収入（年金等と工賃）から施設等が徴収する経費（利用料、食費、居住費等）を引いて、その残りが所得に応じて2万円ないし2万5,000円の手元金となるように、利用料等を個別に減免あるいは特別に給付する制度です。自由になる、すなわち前述の「外出・物品購入費」等も含めた徴収される固定経費以外の生活費を制度的に決めてしまうものでもあります。以下では、この制度が障害者の暮らしの実際に即したものになっているのか検討します。

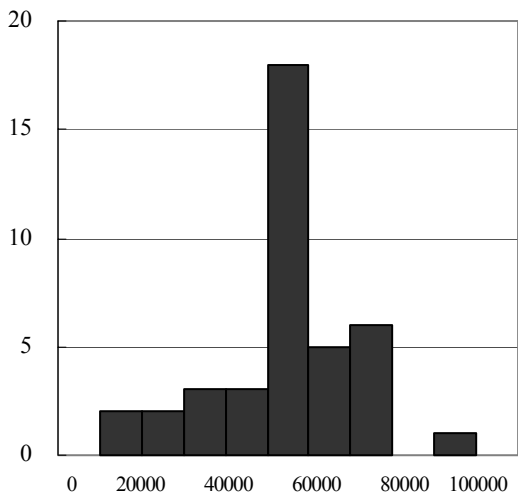
(2) 固定経費は入所施設で月55,025円、グループホーム・ケアホームでは月64,474円

今回の家計調査では、支出について、毎日の家計を入所施設とGHCHでは30日間記入してもらいました。それをつぎのように、実際の収入と固定経費から自由になるお金を算出しました。

まず、個人の全収入から、入所施設やGHCHにおいて毎月固定的に徴収される必要経費（日中活動の場と暮らしの場それぞれの「家賃」「食費」「通信費」「交通費」「日常生活品費」「サービス利用料自己負担費」）を除いて、その残りを自由に使えるお金として算出します。なお、必要経費として考えるのは、家賃や食費、その他、交通費や日常生活品費など毎月、固定的に徴収される費用のみです。したがって、毎日のお小遣い（ジュースやお菓子などに使う費用）や外出にかかる経費、また、現代社会においては必要経費とも見なされる携帯電話代や被服費などは一切含まれていません。また、入所施設については、調査設計における不手際からその内訳については把握することができませんでしたので、固定経費合計額としました。

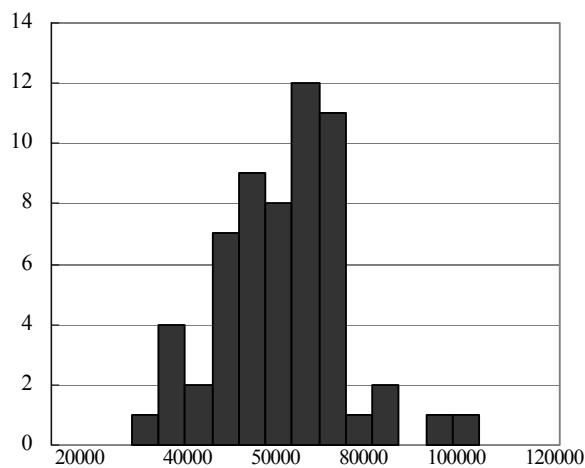
いわゆる固定的費用として、福祉施設から徴収される平均金額は、入所施設で月55,025円、GHCHで64,474円となっています。〔1〕で述べたように、障害者本人の収入は入所施設で82,550円、GHCH10,8782円ですから、それぞれの66.9%、59.3%に相当します。最頻値の傾向を見ると、入所施設は6万円未満に、GHCHは6万円から8万円にかけてあることが〔図9〕〔図10〕からわかります。

図9 入所施設利用にかかる固定的費用



平均値 = 53630.3
標準偏差 = 15880.8
有効回答数 = 40

図10 GHCH利用にかかる固定的費用



平均値 = 64474.6
標準偏差 = 15721.1
有効回答数 = 59

(3) 自由になるお金は家族の持ち出しによる

障害者本人の収入から固定的費用を引いた残りの金額、つまり、自由になるお金の平均は、入所施設が 27,525 円、GHCH が 44,308 円になります。国の個別減免制度による手元金よりも多額ではありますが、入所施設利用者については現金収入に年金・工賃以外に家族等からの「仕送り・こづかい」が 2,691 円含まれるため、その分が増額され、一致します。すなわち、ほぼ全員が個別減免制度を利用していることとなります。

入所施設では、この手元金で徴収される固定経費以外の全生活を賄うことができるのでしょうか。前述の「2」で明らかにされたように、入所施設利用者の平均として「食費」「住居費」「光熱水費」「サービス費」以外に「家具」「被服」「保健医療」「交通」「教育」「教養娯楽」費などで 37,163 円も支出しています。つまり、足りないため家族が持ち出していると考えられます。前述の「5」では、入所施設利用者の 55.3%が月に約 9,000 円以内しか自由な活動費を使っていませんでした。確かに、障害者本人の家計では、平均して月 15,000 円程度の現金が残ることになります。しかし、これは家族の多額な持ち出しがあつてのことであり、場合によっては障害者本人の遠慮によって現金が残されているとも想定できます。

GHCH については、国の個別減免制度による手元金を大幅に上回るに金額になっています。「1」では、年金・工賃以外の収入は、「仕送り・こづかい」4,482 円、「生活保護」6,120 円、「扶養共済」1,311 円がありますが、それでも国の 25,000 円をさらに上回る手元金が残っています。これは、国の個別減免制度を利用している人の割合が少ないためと想定されます（この点については調査していません）。では、実際に、国の個別減免制度による 25,000 円の手元金と現実に残っている手元金 44,308 円で足りているのでしょうか。「2」では、GHCH 利用者は、「食料」「住居」「サービス利用」費以外に、「光熱水」「家事家具」「被服」「保健医療」「交通」「教育」「教養娯楽」等の費用で月 34,758 円支出しています。個別減免制度による手元金では明らかに不足であり、また、現実に残った手元金は、家族による仕送りや扶養共済で「わずかに残った」ものと言えます。つまり、国の個別減免制度では、固定経費を除いた手元金が 25,000 円あればよいとなっていますが、入所施設、GHCH とともに、そのお金が「自由に使ってよい」手元金とはなっておらず、家族の必要経費の持ち出しによって手元に残ったお金でしかありません。家族も障害者本人も、それでは本当の意味で自由に使うことはできず、抑制して使わざるを得ないと言えます。また、わずかに残ったお金も、こうした国の制度の不十分さから、家族の家計を削っての持ち出しによって捻出されているもので、実際は二重の制約のあるお金となっています。

つぎに、自由に使えるお金を 2 万円ごとの階層で区分したのが「表 10」です。「4 万円以上」が入所施設では 22.9%、GHCH では 41.1%となっています。家族の仕送りがそれだけ多い人がいるということになります。一方で、「2 万円未満」が、それぞれ 31.4%、32.1%と 3 分の 1 にも及んでいます。家族の家計による持ち出し金の相違によって、わずかな「自由に使える」金額にも大きな格差が生じています。

表 10 生活形態×自由に使えるお金

		合計	~2万円	2~4万円	4万円以上
合計	度数	91	29	31	31
	%	100.0	31.9	34.1	34.1
入所施設	度数	35	11	16	8
	%	100.0	31.4	45.7	22.9
GHCH	度数	56	18	15	23
	%	100.0	32.1	26.8	41.1

p=.113

7 障害による特別な出費

(1) 一人当たり年 18 万円の出費

ここでは、「月の収支状況」(巻末資料参照)から、今回調査を実施した月も含めた過去 1 年間で障害者本人にかかった特別な出費を分析します。〔表 11〕の「特別出費合計」にあるように、平均合計金額については、平均 182,121 円でした。ただし、最低金額 3,000 円から最高金額 2,404,370 円と、非常に開きが大きくなっています。

なお、当該欄に 1 つでも記入があったのは全体の 3 分の 2 でした。残り 3 分の 1 の人たちは記入上の不手際かもしくは特別な出費として自覚されておらず、障害者本人にかかるさまざまな出費が家族にとっては「当たり前」とされて、意識化されていない可能性があります。〔表 11〕は、特別な出費の各費目について示したものです。特別な出費として記載された内容は、多岐にわたり、具体的には、「家族会や障害者団体への会費、施設への寄付、物品購入による施設運営への協力」や「通所や帰省にかかる交通費」など施設運営や利用にかかわる費用や、「施設で行く旅行」「家族旅行」「習い事・サークル代」などの余暇的活動の費用、障害者本人に必要な(もしくはこだわりや破損などで購入しなければならない)「物品購入費用」「GHCH への入居に伴う施設への寄付・準備金」、健康保険などの「社会保険代」や民間会社や障害者団体が提供している物品等破損の際の補償にかかる「共済保険代」、障害者本人の生活や介護に必要な「自宅の改造や福祉機器の購入」、「医療費」等々です。

特別な出費についての有効回答率(有効回答数に占める特別な出費の欄に記入されていた者の割合)は、「家族同居(73.8%)>GHCH(71.9%)>入所施設(54.0)」となっており、特別な出費に関する平均金額も「家族同居(232,549 円)>GHCH(199,531 円)>入所施設(105,943 円)」と同様の順でした。これまで述べてきた支出、外出・物品購入費等と同じように、家族の経済状況に依存的事実であることが明らかになっています。

なお、入所施設については、回答率、支出額が相対的に非常に低くなっています。これは、入所施設に関しては家族が回答者でない場合もあり(家族などの帰省先がないという回答も多く見られた)また、家族が回答された場合にも高齢であることなどから生活の全体が把握しにくいなどの理由によって、全体的に回答が不完全なケースが多いという点も考慮すべきでしょう。

表 11 各費目の出費状況

	会費・寄付・ 物品協力	通所や帰省に 係る交通費 ・経費	作業所旅行	家族旅行・ 余暇・外出	施設入居代	社会保険
度数 有効	66	8	22	12	4	4
欠損値	97	155	141	151	159	159
平均値	106660.2	61912.5	27681.8	55651.3	285672.3	22800.0
中央値	55300	36100	25000	33000	243745	20400
最頻値	12000	55000	26000	30000	100000(a)	19200(a)
標準偏差	287516.8	88526.3	19453.0	66957.2	222961.4	5630.9
最小値	3000	3000	6000	5000	100000	19200
最大値	2255370	276000	92000	250000	555200	31200
	傷害・ 共済保険	医療費	改造改築	物品購入	習い事・ サークル	特別出費 合計
度数 有効	19	26	5	49	8	106
欠損値	144	137	158	114	155	57
平均値	17380.5	46213.0	540000.0	66664.6	130797.3	182121.6
中央値	12540	14585	400000	40820	102500	90343
最頻値	17000	9000	50000	30000	2000(a)	9000(a)
標準偏差	21736.2	90858.2	582709.2	93651.1	119592.1	329523.2
最小値	5500	4200	50000	3600	2000	3000
最大値	104400	462270	1440000	598000	268978	2404370

(a).多重モードがあります。最小値が表示されます。

(2) 公的制度、補助金等の不十分さを家族が補わされている出費

ここでは、それぞれの暮らしの場においてとくに出費の大きかった費目内容(「施設協力・障害者団体の会費」「物品購入」と「特別出費合計」)の状況について見ていきます〔表12〕。

まず、「施設協力・障害者団体の会費」については、GHCHの平均(156,350円)が家族同居(74,115円)、入所施設(52,581円)を大きく上回っています。この点はGHCHに顕著な特徴です。また、「施設入居費」の有効回答数(4)は、すべてGHCHであり、金額も「100,000～552,000円」といずれも高額でした。GHCHを建設・利用するに当たっては、現状の公的補助金だけでは十分でなく、家族の経済的負担が大きくなっています。「施設協力・障害者団体の会費」が月1万円(年間12万円)を越える高額負担のケースについては、「家族同居3(7.14%)」「GHCH6(9.38%)」「入所施設1(2.0%)」と、運営への協力費についてもGHCHの家族の出費が多い結果になっています。

また、「物品購入」については、いずれの暮らしの場においても、公的補助の限界を特別出費として一人月5,000円以上も補っていることが明らかになりました。平均金額は、家族同居で74,669円、入所施設71,040円、GHCH58,523円となっています。高額負担の具体的な例としては、家族同居の場合で、「自宅の改装、風呂トイレの改修、手すりの取り付け」などがあり、GHCHでは、「ホーム入居に伴う家具、電化製品などの購入、防災絨毯、カーテンの購入」などがあり、入所施設の場合では、物品の購入が189,982円の人で、「CDデッキ、ホットカーペット、浴室用車いす、加湿器、」175,500円の人では、「布団39枚分(掛け布団18枚敷布団21枚) 毎日ホームの布」などです。

いずれの事例も、公的補助制度が、障害に配慮した柔軟で個別的な改修、整備費目を設定していないという不備からくるものであり、そこを家族が特別な出費として補っているのです。上述した布団の例にも見られるように、行動障害などやこだわり行動などに伴い、さまざまな出費が家計を圧迫しています。しかし、

そのような行動を無理に止めれば障害者本人が不安定になり生活が立ち行かなくなってしまいます。また、施設に金銭的負担をかけるわけにもいかず、結果的に家族がやむを得ず負担しているのが現状です。

表 12 生活形態別の特別な出費の状況

施設協力・障害者団体

物品購入

	家族同居	GHCH	入所施設
有効	26	29	11
欠損値	16	35	39
有効回答率	61.9	45.3	22.0
平均値	74115.4	156350.7	52581.8
中央値	77500	51000	15000
最頻値	78000(a)	3000	12000
標準偏差	37959.6	428430.0	81539.0
最小値	7200	3000	12000
最大値	170000	2255370	289000

	家族同居	GHCH	入所施設
有効	15	19	14
欠損値	27	45	36
有効回答率	35.7	29.7	23.3
平均値	74669.9	58523.8	71040.4
中央値	25000	40820	54874
最頻値	10000(a)	30000	54874
標準偏差	149020.1	60696.1	55867.7
最小値	5980	3600	4000
最大値	598000	270000	189982

特別出費

	家族同居	GHCH	入所施設
有効	31	46	27
欠損値	11	18	23
有効回答率	73.8	71.9	54.0
平均値	232549.9	199531.7	105943.1
中央値	130000	67920	64000
最頻値	120000	3000(a)	9000(a)
標準偏差	304708.5	413177.1	156515.1
最小値	7200	3000	9000
最大値	1540000	2404370	794000

(3) 保健衛生費などの高額な特別出費

その他の特別な出費として特徴的なものを上げておきます。まず、「医療費」は、特別な出費として、「予防接種や成人病検診、車いすやヘッドギアの作成・修理、通院時交通費、紙おむつ代」などの記述が見られました。おそらくより多くの人が予防接種や検診は受けていると思われるのですが、今回は記載が少なく、あまり自覚されていないと考えられます。医療費と障害程度との相関はほとんど見られませんでした(相関係数 = -.195)。つまり、障害の程度にかかわらず、出費していると想定されます。またなかには、年間で紙パンツや尿とりパットに 100,000 円、紙オムツに 52,509 円、帰省時に使用する紙パンツに 11,880 円といった記述も見られました。成人用のオムツや紙パンツは単価も高く、日常的に消費するものでもあるため、公的補助の範囲では賄いきれない実態が明らかになっています。

つぎに、数は少ないものの、「習い事・サークル」を障害ゆえに大切にしたいと特別な出費として上げている人が 8 事例見られました。家族同居、GHCH で 4 ケースずつとなっており、具体的には、スポーツサークル、スペシャルオリンピック、ハイキングサークル、他の事業所が主催する各種旅行への参加などです。

「習い事・サークル」と家族の世帯年収の関係を見てみると 8 事例のうち 6 事例については〔表 13〕のようになります。数が少ないので全体的な傾向とは言い切れませんが、世帯年収とは相関していません。経済的ゆとりが比較的一定あると思われる世帯だけではなく、年収が 240 万円以下の世帯であっても、障害者本人の

習い事やサークルを家族の生活よりも優先させているケースがあると考えられます。自由記述にも「本人も望んでいて、親では体験させるのは難しいので習い事、サークルに多くの金額を使っています」という記述が見られました。

表 13 生活形態×習い事・サークル×世帯年収

		合計	~240万円	240~ 420万円	420~ 600万円	600~ 780万円
家族同居	習い事・サークルの出費(月)	合計	4	1	2	1
		2000	1	0	1	0
		45000	1	0	0	1
		255900	1	0	1	0
		268978	1	1	0	0
GHCH	習い事・サークルの出費(月)	合計	2	1	1	
		19000	1	0	0	
		265000	1	1	1	

調査結果のまとめと所得保障への提言

1 絶対的に最低限必要な生計費を大きく下回る家計規模

(1) 若年単身世帯の貧困ラインは月約23万円

今回の調査対象、平均像で45.9歳、障害程度区分4.7である重度知的障害者の家計規模は、収入で約10万円弱、支出で約14万円弱でした。これをどのように評価したらよいのでしょうか。最低限に保障されるべき「貧困ライン」から考えてみます。

金沢誠一氏は「現代の貧困と最低生活保障の意義」(「障害者問題研究 39-4」全障研出版部, 2010.2)で、「人前に出て恥をかかないでいられ、自尊心を保つことができる最低限必要な必需品」から、若年単身世帯の「最低生計費」を、月233,801円(消費支出174,406円, 税金・保険料42,395円, 予備費17,000円)と算定しています。生活保護基準額は約月17万円(控除含む)ですから、生活保護で現物支給されるもの等を考慮すれば、月約23万円の生計費は、決して高いものではありません。今回の対象は、平均年齢45.9歳です。世間相場からすればもっと高額な層と比較すべきですが、それにしても、若年単身世帯の「最低生計費」を約13万円も下回った「生計費」でしかないのです。

金沢氏は、最低賃金が時給で約700円代、月で見ると約12万円、「これで自立した生活が営めるといえるのか」と勤労者世帯全般の貧困な施策を批判していますが、重度知的障害者はそれ以下の状態に置かれているのです。「たとえ月800円、1500円であろうと重大問題、1円たりとも収入減、負担増はありえない」なのです。そして「少なくとも、現行の障害基礎年金1級を倍に」と堂々と言ってしかるべきなのです。

(2) 人間の社会的存在としての生活機能が発揮できているのか

金沢氏は、前述した「最低生計費」の算定根拠、最低限必要な生活の機能として、第一に生理学的生物的な生活機能、「適切な栄養を得ているか」「雨露をしのぐことができるか」「避けられる病気にかかっていないか」「健康状態にあるか」などをあげ、第二に社会的存在である機能として「読み書きができるか(筆者注

コミュニケーションができるか)」「移動することができるか」「人前に出て恥をかかないでいられるか(見苦しくない生活)」「社会生活に参加しているか」「自尊心を保つことができるか」をあげています。

調査では、「障害者の暮らしの豊かさの実態」のまとめで「参加」「活動」の状態が異常であるという実態を明らかにしました。「ここ3カ月以内でごくたまにしか買い物に行かない人」が約7割でした。とくに、社会的な生活機能が絶対的にも劣悪な状況にあり、かつ、それが社会サービスの貧困な施策によって、より異常な実態に落とし込まれているのです。絶対的な「最低生計費」保障がされていないだけでなく、施策の貧困さによって相対的にも異常な実態が作り出されています。双方の抜本的改善が必要です。

(3) 重度知的障害者は、さらに社会的に相対的貧困状態に

貧困ラインはどのように設定されるべきでしょうか。飢餓状態からの脱却という絶対的な貧困から、誰も

がよりよい生活を求める相対的貧困に考えは大きく変わってきています。しかし、相対的貧困観による施策は、ラインを曖昧にし、単身世帯・無職と障害者を比較するなど、比較すべき対照の貧困内容を問うことを放棄してきました。単身世帯・無職の多くを占める高齢者は豊かな生活をしているのでしょうか。

前述した「最低生計費」の算出根拠、「貧困ライン」は、金沢氏も指摘しているように、時代にかかわらず、どんな人にとっても絶対的・普遍的なものではないでしょうか。それをどのように実現あるいは保障していくのか、という時代や社会のあり方で、相対的に変化してくるものです。たとえば、後述するように重度知的障害者の地域生活の状況を大きく規定するものは、地域環境の「住みやすさ」「社会資源、福祉サービスの利用しやすさ」でした。ただ「雨露をしのぐ」だけの住居だけでなく、こうした住居環境にある住居が必要なのです。そして、この相対的に作り出される出費に対して、より高額な土地代・敷金・家賃補償が必要なのです。

このうえに、たとえば単親世帯であるように、障害固有な世帯に即した出費を補償するものがが必要です。調査では、福祉サービスの不十分さを補う出費も含めて、障害があるがゆえに、障害福祉サービスを利用しているがゆえに必要な特別な出費が年間約 18 万円平均でした。

これら相対的経費等を、一般の若年単身世帯の絶対に必要な「最低生計費」に加味したものが、重度知的障害者の「最低生計費」になります。月 30 万円ぐらいと考えてよいのではないのでしょうか。現実との差額は月で約 20 万円にもなります。

(4) 抜本的充実こそ必要な課題

「活動」「参加」という視点からも障害をみる、「私人」間も含めた差別の禁止、合理的配慮をしないことも差別、とより権利保障を実質化する時代になってきました。こうした現代的視点、到達点から「最低生計費」、平等に保障すべき「貧困ライン」をあらためて考えるべきです。

第一に、一般世帯の最下層を想定した生活保護単価との比較、物価上昇率による増減などの相対的貧困観による曖昧な「貧困ライン設定」という施策を抜本的に改革する必要があります。社会的な生活機能も充足する、さらに社会的に、福祉サービス等が不十分なために作り出されている相対的貧困を補償するもの、障害ゆえに必要な特別な出費を補償するもの、これらの調査等による「最低生活費」保障施策が求められています。

第二に、社会的な施策の不十分さによる相対的貧困が大きくあります。福祉サービスの抜本的な整備、福祉サービス職員体制等の抜本的充実、これらが、「最低生計費」補償に向けた抜本改善と並行することが求められています。

第三に、これらの抜本見直しは、あまりにも「異常に貧困な」生活実態から出発すべきです。たとえ月 800 円、1,500 円であろうと、収入減・負担増はあり得ません。さらに、どこから財源を融通してくるのかという議論ではなく、まず何があっても第一にという視点から議論すべき課題です。

2 重度知的障害者の生活の内容・場を規定するもの

(1) 生活形態、障害程度にかかわらず全般に貧しい生活内容

重度知的障害者の生活の貧しさは、何に拠っているのでしょうか。

「ここ3カ月以内、ごくたまにしか買い物にいけない」が約7割、その内容もコンビニや自動販売機でした。これが典型ですが、確かに障害程度が重い人、家族同居の人に貧しさが少し多くあり、グループホーム・ケアホームの人が少し良くなっているということはありますが、全体の7割が「ごくたまにしか行っていない」というなかでの差でした。すなわち、生活の場・生活形態、障害程度にかかわらず、全般に貧しい状況にあります。

本人の満足度でも、入所施設の人が不満足多し、障害程度の重い人が不満足多し、とはなっていません。とくに、満足度に関するものはありませんでした。

したがって、入所施設だから、障害程度が重いから、ではなく、どの暮らしの場も、どのような障害程度であろうと、全般に貧困であり、全般的な対策が要請されています。

(2) 親の存在状況が生活の場を規定

ただし、障害者本人の生活状況が、本人以外の要因に拠っているのではないかという特徴ははっきりと認められました。

一つは、暮らしの場、入所施設やグループホーム・ケアホーム、家族同居などの生活形態別の特徴です。確かに障害者本人の年齢が高くなると家族同居から入所に向かうというそれぞれの平均年齢による差はありますが、それぞれにいる人の年齢幅が大きく、明確な傾向とは言えません。むしろ明確に関係しているものは、家族の生計中心者の年齢と親の状況（両親、単親、身内なし）でした。生計中心者の年齢が高くなればなるほど、両親の生死別が進めば進むほど、入所施設に向かう傾向が明瞭でした。

障害者本人に生活形態を選んだ理由、現在の生活形態に移行した経過を調査したわけではありませんが、本人の状況、意向や障害程度、年齢等のこと以外のこと、親の状況で、本人の生活形態が大きく左右されていることは明白です。家族の介護力に左右されていると言えます（なお、家族の収入と「ゆとり度」では、それぞれの高低で生活形態の偏りはありましたが、低いほど入所施設に向かうという明確な関係はありませんでした）。

(3) 高齢化した家族に規定される本人の生活内容

もう一つは、障害者本人の生活状況が、家族の生計状況にかかわっていることです。ただし、家族全般ではなく、高齢化した家族です。家族の生計中心者は年金生活に入り、生計中心者以外の収入がなくなるという年齢です。明らかに経済力が低くなり（介護力も低くなってはいますが）、それに伴って本人の外出回数等が減ってきています。本人でいえば、40代を過ぎて帰省回数がぐっと減少しますが、このころから家族の生計状況が変わってきていると考えられます。家族は、全般に、家族の生計を削っても本人の生計維持のために持ち出しはいるのですが、これもできにくくなり、それによって本人の生活状況が制約されてきていることとなります。

本人の年齢ごとの生活意識、外出等の意欲などを調査したわけではありませんが（年齢が高くなると収入はわずかに増えているが、生活状況を変えるほどのものではありませんでした）、40歳代を過ぎたころから、家族の生計中心者が年金生活に入ったころから、本人以外の状況で本人の生活状況が左右されていることは確かです。

(4) 障害者本人の意向を尊重した生活ができるように 家族からの自立

どのような生活形態においても貧しさは変わっていないのですが、そのなかでも保障されるべき、本人による生活形態の選択も自由にできていないのでは、と想定されます。さらに、一般的ならば脂が乗り切った実年といわれる年齢に達すると、親の高齢に遭遇し、それによって本人の生活を制約せざるを得ない状況になっています。本人の生活が、家族の状況に規定され、家族から自立した自己決定等ができない状況にあると言ってよいでしょう。本人支援だけでなく、家族支援も抜本的に充実していく必要があります。

残念ながら現状は、本人の生活状況と家族の生活状況は運命共同体的関係にあります。一方で改善方向ならば、両者に正の作用をもたらしますが、改悪の場合には、両者に負の作用をもたらします。両者ともに充実していく必要があります。しかし、後期高齢者の保険医療制度による家族の新たな負担増、生活保護の高齢者加算の廃止など、これらは家族の問題だけでは済まない問題であることも見る必要があります。

さらに、本人の生活を充実すること、生活形態の自由な選択を保障することが、確かに家族からの自由な本人の意向尊重による生活の充実になるのですが、イコール家族の生活充実にはならない依存関係であることも見ておく必要があります。たとえば、よくあるように、本人のグループホーム・ケアホームの選択が、家族の生計を制限することもあり得ます。一方の意向尊重だけでは解決しないこと、双方への働きかけによる合意と双方への対策充実によってこそ、両者の意向尊重ができると言えます。

3 重度知的障害者の地域生活を規定するもの

(1) 異常な「参加」「活動」の貧しさ

この点は、「障害者の暮らしの豊かさの実態」の「6.まとめ」で小括されているとおりです。地域生活を今回は外出でみてきましたが、一般の若者と同じような内容の楽しみは見つけてきていますが、機会が絶対的に少ない状況でした。さらに、スポーツや趣味などは、「ここ3カ月に一度もしていない人」が約3割もいました。異常と言ってよいでしょう。

確かに、グループホーム・ケアホーム利用者が少しよく、家族同居の人が少し悪いという生活形態別の特徴、あるいは年齢別、障害程度別の少しの相違はありましたが、全般に貧困ななかでの相違です。本人の現状に対する改善要望でも、移動外出支援が約41%と一番多く、次いで「お金がもっとほしい」約39%でした。そして、入所施設だからこれが多いというような特徴はありませんでした。どのような生活形態であろうと、地域生活は貧しさのなかであり、かつ、本人もそれへの改善要望を強くもっています。

(2) 地域の立地条件、社会資源状況が大きく規定

それでは、この地域生活の貧しさは何に拠っているのでしょうか。家族の家計状況に関係している点は後述しますが、ここではそれ以外で何が、と考えます。

全般に貧しい地域生活に対して、全般に貧しい状況にあった点は2点です。一つは住居がある地域の住居環境です。古い住宅地が多くを占め、入所は農山地が多く、グループホーム・ケアホームでも「駅に近い住宅地」は約14%しかなく、全般的には「近所付き合いがほとんどない」「あいさつをする程度」が約76%と

いう地域状況でした。これは入所施設だけということではなく、全般の特徴です。

二つに、福祉サービス利用の少なさも全般に低調です。入所施設利用者がそれ以外のサービスを利用できない、グループホーム・ケアホーム利用者はホームヘルプを使えないということがありますが（この制度上の制約は早急に改善すべきだが）、ホームヘルプ、ガイドヘルプ、ショートステイなどいずれも利用率は10%前後です。グループホーム・ケアホーム利用者が少し多く利用しているとは言え、一般的に低調です。地域生活を支援する福祉サービスが一般的に利用できていないのです。

もちろん、これらの地域生活の実態は、本人や家族の意識状況にもよりますが、あてがわれた地域としては、「住みにくい地域」「社会資源、福祉サービスが利用しにくい地域」であることは確かです。おそらく重度知的障害者だけではなく、そこに住む高齢者等も同様でしょう。こうした人たちがもともと住みにくい住環境の地域に立地しているのです。

（3）よりよい住宅環境を選べるように

入所施設から地域生活移行したから、グループホーム・ケアホームに入居したから地域生活がより良くなるとはなっていませんでした。一般的に貧しく、どの生活形態であろうと、さらに、障害程度にかかわらずなく一般的に地域生活支援体制の抜本充実などの対策を講ずる必要があります。少なくとも、入所施設、グループホーム・ケアホームでの地域生活支援サービスの利用制限は撤廃すべきです。

さらに、現状では、重度知的障害者が住む住居の多くは、「住みにくい」「社会資源や福祉サービスを利用しにくい」地域に立地しています。住んでいる場を取り巻く地域を変えていく体制も必要です。地域の相談支援事業は福祉サービスを斡旋するだけではなく、こうした業務を担える体制を整備する必要があります。

そしてより根本的には、地域生活を送るのに配慮を必要とする人たちが、「住みやすい」「社会資源が整備されている」地域を選べるような整備費補助（土地代購入費も補助体系に組み込んだ）体系に組み替えるべきです。グループホーム・ケアホームさらに家族同居、単身世帯についても、敷金や家賃補助制度を創設すべきです。もちろん「住みやすい地域」は土地代や家賃が高額になるでしょう、しかし、単なる必要面積、居室数を備えた住居があればよいという基準では地域生活支援の片手落ちになります。

4 年金手当が9割超の家計実態

（1）異常に小さい家計規模による教養娯楽費・交通費の圧迫

家計規模が一般の単身世帯に比べて非常に小さいことは、すでに〔 1 - (1) 若年単身世帯の貧困ラインは月約23万円〕で述べてきたとおりです。絶対的に必要な「最低生計費」でも月で約13万円も下回っています。

生活形態別で見ると（単身生活者は人数が少ないので除きます）収入ではグループホーム・ケアホームが少し多く、支出では家族同居が少し多くなっています。しかし、その差額は約13,000円であり、全般に月23万円の最低生計費から大きく下回っているなかでの相違でしかありません。しかも、グループホーム・ケアホームは、工賃が約1万円と多いのですが、支出で他の形態より住居費が約25,000円多くかかっています。

収入が大きいからゆとりもあるとはなっていません。家族同居については、支出が多いのですが、本人収入によるものではありません。平均で約 5 万円の支出超過です。明らかに家族の持ち出しによる支出増です。しかも、多い内容は障害ゆえに必要な「家具・家事用品費、被服費、医療費」であり、その他に交通費が多いだけです。したがって、本人のみの家計で見ると、どの生活形態も異常に小規模な家計であり、収入が少し高額だから、支出が少し高額だから少しだけども余裕があるともなっていません。

収入を個別に見ると、最小値・最高値が 5,400 円から 225,908 円までとかなり幅があります。しかし、小値に該当する人は「年金なし」の人であり、重度知的障害者のなかではほんのわずかの人たちです。さらに高値に該当する人は、親による有価証券など特別な場合に限られています。それでも一般の「最低生計費」を超える人はいませんでした。生活保護を受給している 10 万円以上の人が目立つ程度です。

したがって、全般に重度知的障害者の家計規模は異常に小さく、多少の差はあっても余裕がつくられているわけではなく、ぎりぎりの生活であると言えます。その結果、〔 2 一般単身者と比べた支出〕で述べているように、必須な食費・福祉サービス費、障害ゆえに多くを要する「家具・家事用品費、被服費」が多くを占め、「交通費」「教養娯楽費」を切り詰める結果となっています。前述〔 1 - (2)〕で述べてきた「人間の社会的機能」が発揮できていない生活が、家計状況で裏付けられたかたちです。

(2) 家族の生計力・介護力に規定される本人家計の収支

もともと規模が小さい家計です。前述したように、削ることのできない支出が多くを占めて、他の支出を抑制せざるを得ません。その範囲内での収支バランスです。

規模が小さい家計ですから、小額の増減で収支バランスが崩れるという不安定なものとなります。しかし、成人であるのに、本人の家計では収支バランスがほとんど問題にされていません。支出増を見越した収入増の見通し・計画がそんなに望めないこと、あまりにも収入が低いために必須でない柔軟に額調整できる経費支出がわずかしかないこと等々が理由にあげられます。しかし、こうした点は、本人以外の拠出にその調整を委ねなければならない結果ともなっています。

収支がマイナスの人が約 55% でした。本人の貯蓄を切り崩す人は稀です。多くは家族に依存しています。前述したように、とくに家族同居で多くなっています。グループホーム・ケアホームへの生活形態の移行について、家族からお金不足が言われます。本人努力による工賃増をはるかに超える住居費増になります。家族の家計に依存してしか生活形態の移行が見通せないのです。

収支がプラスの人も、収入が多いというわけではありませんでした。確かに収入が特別に多い人はいますが、多くは家族の介護力、家計力の狭まりによる支出抑制でした。

収支がマイナスであろうとプラスであろうと、家族の家計そして介護力に従属しています。残念ながら、本人の家計は家族から自立していません。そして、つぎに示すように本人の外出費、地域生活のバロメーターとして今回の調査で採用した出費状況では、本人ではなく家族の家計で生活の質に格差があると明らかにされました。

(3) 貧しいなかでも生活の質に格差

本人が本人のためにした外出費用は、本人の収入が増えるほど多くなるとはなりません。家族の収入が増えるほど多くなるようになったのです。本人の外出要求や意識を調査したわけではありませんが、本人の外出状況に家族の収入状況が作用していることは確かです。本人の生活の質が本人以外の状況に左右されて

いるのです。

そして、〔 5 (5) 支出額の違いが生み出す生活の質の格差〕で明らかにしたように、全般に貧しい生活ですが、そのなかでも格差が生じてきています。額の少ない低位グループは日用品すら購入していません。中位グループで、被服等の日用品が出てきます。そして上位グループでやっと雑誌等の嗜好品が出てきます。貧しさのなかの格差です。しかも、本人以外の家族の収入、介護力が作用してできた格差と言えます。

本人の収入額によって使える額が異なり、集団生活では配慮が大変と職員からの悩みがよく聞かれます。しかし実際は、本人の柔軟に使えるお金が家族の収入で差額となって表れていることも多いにあり得ると今回の調査は明らかにしました。どう見ても納得のいかない、解消すべき事項です。

(4) 年金・手当の抜本増額を

重度知的障害者の家計は、規模が一般の若年単身者に比べて異常に小さく、切り詰めた生活をせざるを得ない状況になっています。しかも収入がとくに少なく、必須経費も家族に依存をせざるを得ない状況です。したがって、本人が柔軟に操作して決定すべきお金もわずかしくなく、家族の収入が、重度知的障害者の生活形態の選択、生活内容づくりなどの自由な自己決定に大きく作用せざるを得なくなっています。家計からも、本人以外の家族の状況で、本人の生活が規定されていると明らかにされました。

あまりにも切り詰めた生計です。本人の収入減、負担増になることは1円たりともすべきではありません。家族に負った本人家計です。家族の生計費の収入減・負担増も障害者本人家計にかかわると留意すべきです。

根本的には、家計でも本人の自立保障が要請されます。家族に負っているもとは本人収入の少なさにあります。しかし重度知的障害者の場合、現状では工賃・賃金収入が、収入源として機能していません。そして、工賃が2倍、3倍になったとしても、生活状況を大きく変える絶対に必要な「最低生計費」に遠く及びません（年を経るに従って収入はわずかながら増額していますが、一部にある遺族年金や生活保護受給によるものでした）、公的な障害基礎年金や手当を抜本増額するしかありません。

重度知的障害者は、現在も多くが働いていますが、今後の希望として（「生きがい活動」を選んだ人は約23%でした）多くの人が、「企業や福祉的支援のある企業、福祉的就労の場で働く」ことを希望しています。稼働能力の喪失・減退を補う、「最低生計費」に足る所得保障が必要なのです。

そのうえで、障害ゆえの、障害福祉サービスを利用するが故の特別な出費の補償を考えるべきです。現行の特別障害者手当がその趣旨に近いものですが、調査では重度知的障害者のわずかしか受給していませんでした。しかし、実際は平均で年約18万円を出費しています（この他にも障害ゆえの特別な出費と自覚していないものが多くあると想定される）。福祉サービスの範囲、内容の薄さを家族が出費して補っているものが多くを占めています。それが改善されない限りは誰もが補償を必要とします。基礎となる手当を全員対象に創設し、そのうえに個別の必要性判断による補償が必要です。

謝 辞

この報告書は、平成21年度佛教大学総合研究所共同研究班（代表・黒岩晴子）および平成21年度科研費研究基盤B「知的障害者の居住の場における支援内容研究」（代表・峰島厚）により作成されました。

さいごに、調査対象を推薦いただいた障害児を守る会全大阪連絡協議会、きょうされん大阪支部、NPO法人大阪障害者センターおよびアンケートに忙しいなかご協力いただいた障害者、家族、職員の皆様に御礼申し上げます。

知的障害者の暮らしの実態調査へのご協力をお願い

仲秋の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は私どもの諸事業・諸活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、障害者自立支援法については、改正法案などの議論が行われつつありますが、とくに、「暮らしの場」のあり方については、引き続き大きな不安が広がっています。また、大阪府などでは、重度障害者医療費助成制度の改定の議論のなかで負担増も検討されています。障害者の暮らしを保障するとは何か、果たして年金だけで豊かな暮らしが保障されるのかという問題は今後も大きな課題です。

そこで今般、さまざまな場において知的障害者の「暮らし」および家計の実態調査を実施し、所得保障のあり方も含め、豊かな暮らしの保障について検討していきたいと考えております。大変お忙しいなか恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本調査は、佛教大学総合研究所研究班（佛教大学：植田章・黒岩晴子・鈴木勉・田中智子／立命館大学：石倉康次・峰島厚）との共同で実施しています。また、調査結果にかかわる報告のすべてに際し、個人情報保護の観点から個人が特定されるようなことはありません。

2009年10月16日

NPO 法人大阪障害者センター（調査責任者 井上泰司）
障害者児を守る全大阪連絡協議会（代表幹事 中内福成）

NPO 法人大阪障害者センターでは、2000年以降、当事者と現場、研究者との連携で「障害者生活支援システム研究会」を立ち上げ、諸種の障害者福祉施策に関する実態調査や政策提言などの取り組みを行ってまいりました。この間にも、「障害者児の社会的支援ニーズ実態調査」(2005年)、「通所施設における生活指導員の業務調査」(2006年)、「障害程度区分試行調査」(2006年)、「グループホーム・ケアホームの支援体制のあり方調査」(2008年)などを実施し、その結果から、諸種の提言を行い、厚生労働省と共同の勉強会を開催しています。

調査に関するご質問等は下記までお問い合わせください。

資料2 暮らしの実態アンケート・本人用

暮らしの実態

アンケート

〔ご本人用〕

知的障害者の暮らしの実態調査

調査番号

家計の状況などプライバシーにかかわる内容を具体的に伺いますが、当該調査の意義をご理解の上、ぜひご協力をいただきますようお願いいたします。なお、当該調査で得た結

㊦ 暮らしの実態アンケートの記入方法

- (1) 設問には、「あてはまる番号すべて」や「ここ3ヶ月以内」など回答に際して条件のあるものが多数含まれております。注意してご回答ください。
- (2) 基本的にご本人の意向をお聞きするものであるため、回答が難しい設題は空欄のまま、ご家族や支援者の方の意向についてはご家族、支援者用の別紙にご記入ください。
- (3) 回答は2009年11月1日現在でご記入ください。

0. 暮らしの実態アンケートをご記入いただく方にあてはまる番号1つに をつけてください。

1. 本人 2. 家族 3. 職員(日中系) 4. 職員(居住系) 5. その他()

1. 年齢をご記入ください。

2009年11月1日現在()歳

2. 性別についてあてはまる番号1つに をつけてください。

1. 男 2. 女

3. 知的障害を除く障害の種類についてあてはまる番号すべてに をつけてください。

1. 自閉症または自閉的傾向 2. 肢体障害 3. 視覚障害
4. 聴覚障害 5. 言語障害 6. 内部障害(具体的に)
7. てんかん 8. 精神障害 9. その他(具体的に)

4. 身体障害者手帳の有無、または等級にあてはまる番号1つに をつけてください。

1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級
5. 5級 6. 6級 7. 7級 8. 手帳持たず

5. 療育手帳の有無、または等級にあてはまる番号1つに をつけてください。

1. 重度A 2. 中度B1 3. 軽度B2 4. 手帳持たず

6. 精神保健福祉手帳の有無、または等級にあてはまる番号1つに をつけてください。

1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 手帳持たず

7. 障害程度区分認定についてあてはまる番号1つに をつけてください。

- 区分(1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6) 7. 認定を受けたが対象外 8. 認定を受けていない

障害者ご本人の暮らしの状況についてお聞きします。

1. 主な日中活動の場としてあてはまる番号1つに をつけてください。

1. 一般就労
2. 福祉サービス事業所(作業所・通所施設など)
3. 介護保険のサービス事業所(デイケア・デイサービスなど)
4. その他()

2. 主な暮らしの場としてあてはまる番号1つに をつけてください。

1. 入所施設 2. ケアホーム・グループホーム・通勤寮・福祉ホーム
3. ショートステイ 4. アパート等の一人暮らし
5. 家族と同居 6. その他()

上記で1~4に をつけた方にお聞きします。

- 1 月の平均帰省回数についてあてはまる番号1つに をつけてください。

1. 週1回程度 2. 月1回程度 3. 2~3ヶ月に1回程度
4. 週2回以上 5. 半年に1回程度 6. 年1回程度

1. ここ3ヶ月以内に外出した場所についてあてはまる番号すべてに をつけてください。

- | | | | |
|--------------|-------------|------------|--------------|
| 1. 買物 | 2. 映画・演劇鑑賞 | 3. カラオケ | 4. スポーツ観戦 |
| 5. スポーツジム | 6. レジャー施設 | 7. 友人との交流 | 8. 喫茶・飲食等 |
| 9. 散策・旅行 | 10. 宗教活動 | 11. 公民館活動 | 12. 青年学級 |
| 13. ゲームセンター | 14. パチンコ等遊興 | 15. 競輪・競馬等 | 16. どこにも行かない |
| 17. その他(具体的に |) | | |

2. ここ3ヶ月以内に行ったスポーツ活動についてあてはまる番号すべてに をつけてください。

- | | | | |
|-------------|----------|----------|-------------|
| 1. 野球 | 2. ボーリング | 3. テニス | 4. ランニング・散歩 |
| 5. ヨガ・ダンス等 | 6. スキー | 7. スイミング | 8. 何もしていない |
| 9. その他(具体的に |) | | |

3. ここ3ヶ月以内に行った趣味活動についてあてはまる番号すべてに をつけてください。

- | | | | |
|-----------|-------------|--------------|-------------|
| 1. 絵画・きり絵 | 2. 読書 | 3. 活け花 | 4. 茶道 |
| 5. 書道 | 6. 楽器演奏 | 7. 音楽鑑賞 | 8. 編み物 |
| 9. 園芸 | 10. 料理 | 11. ゲーム | 12. インターネット |
| 13. 工作 | 14. 何もしていない | 15. その他(具体的に |) |

4. 以下の事柄についてあてはまる番号すべてに をつけてください。

- 1. 買物に利用するものすべてに をつけ、その頻度についてあてはまる番号1つに をつけてください。

- | | |
|-------------|---|
| 1. コンビニ | (1. ほぼ毎日 / 2. 週に1回 / 3. 2~3日に1回 / 4. ごくたまに) |
| 2. 自動販売機 | (1. ほぼ毎日 / 2. 週に1回 / 3. 2~3日に1回 / 4. ごくたまに) |
| 3. スーパー | (1. ほぼ毎日 / 2. 週に1回 / 3. 2~3日に1回 / 4. ごくたまに) |
| 4. その他(具体的に |) |

- 2. ここ3ヶ月以内に行った家事についてあてはまる番号すべてに をつけてください。

- | | | | |
|-----------|------------|-------------|-----------|
| 1. 炊事・洗い物 | 2. 洗濯 | 3. 掃除・片付け | 4. アイロンがけ |
| 5. 衣替え | 6. 何もしていない | 7. その他(具体的に |) |

- 3. ここ3ヶ月に自由時間に行ったものについてあてはまる番号すべてに をつけてください。

- | | | | |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 1. テレビ | 2. ラジオ | 3. CD・DVD鑑賞 | 4. 趣味 |
| 5. 談笑 | 6. 静養 | 7. 入浴 | 8. 小遣い帳管理 |
| 9. 美容等 | 10. 散歩 | 11. ペットの世話 | 12. メール |
| 13. インターネット・パソコン | 14. ゲーム | 15. 手紙 | 16. 何もしていない |
| 17. その他(具体的に |) | | |

5. 参加している地域の活動やサークル活動についてあてはまる番号すべてに をつけてください。

- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| 1. 自治会・町内会 | 2. 障害者団体 | 3. サークル活動 |
| 4. 参加していない | 5. 参加したいができない | 6. その他(具体的に) |

上記で「1. 自治会・町内会」に をつけた方にお聞きします。

1. 参加している地域活動にあてはまる番号すべてに をつけてください。

- | | | |
|---------------|-----------------|-------------------|
| 1. ゴミ出し・片付け | 2. ドブ掃除・清掃活動 | 3. 回覧板・町会費等の回収 |
| 4. 会計等の自治会役員 | 5. 青年団や子ども会の世話役 | 6. まつり・体育祭等の町内会行事 |
| 7. その他(具体的に) | | |

6. 現在の生活について、障害者ご本人が感じておられるお気持ちにあてはまる番号1つに をつけてください。

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 1. とてもよいと思う | 2. まあまあよいと思う | 3. 普通・どちらとも言えない |
| 4. あまりよいとは思わない | 5. まったくよいとは思わない | 6. わからない |

暮らしの希望

アンケート

〔ご本人用〕

障害者ご本人の今後の暮らしに対する希望についてお聞きします。
(家族・支援者の方については別紙(「家族・支援者用」)にご記入ください)

暮らしの希望アンケートの記入方法

- (1) 設問には、「あてはまる番号3つ」など回答に際して条件のあるものが多数含まれております。注意してご回答ください。
- (2) 基本的にご本人の意向をお聞きするものであるため、回答が難しい設題は空欄のまま、ご家族や支援者の方の意向についてはご家族、支援者用の別紙にご記入ください。
- (3) 回答は2009年11月1日現在でご記入ください。

1. 以下の項目について今後の希望にあてはまる(または近い)番号1つに をつけてください。

- 1. 日中活動

- 1. 受け入れてくれる企業があれば、すぐに企業で働きたい
- 2. 企業でありながら福祉の専門的職員がいるところがあれば、すぐに企業で働きたい
- 3. 就労を目的とする福祉施設等で働きたい
- 4. 仕事をする事より、生きがいのもてるような諸活動がしたい
- 5. その他()

- 2. 暮らしの場

- 1. ホームヘルパーが毎日利用できれば、すぐに単身生活がしたい
- 2. 世話人がきちんといれば、グループホーム・ケアホーム等で生活したい
- 3. 家族と一緒に生活したい
- 4. 入所施設で生活したい

5. その他 ()

2. 上記の希望を実現する上での困難な点や不安だと考えるものにあてはまる (または近い) 番号 3 つ にをつけてください。

1. ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービスが十分に整っていない
2. 企業の受け皿がない
3. 企業への支援策が不十分
4. 企業でありながら福祉専門職員がいるところが少ない
5. 企業でありながら福祉専門職員はいるが体制が不十分
6. 就労を目的とする福祉施設の受け皿がない
7. 就労を目的とする福祉施設の職員体制が不十分
8. 障害の重い人も通うことのできる施設が少ない
9. グループホーム・ケアホーム等の受け皿がない
10. グループホーム・ケアホーム等の職員体制等が不十分
11. 地域での受け入れが不十分
12. 家庭の受け皿がない
13. 家庭の受け入れの理解がない
14. 地域の障害者医療・保健の保障が不十分
15. 入所施設の受け皿がない
16. 入所施設の職員体制や個室などの空間が不十分
17. その他 ()

3. 現在の暮らしで不安なことやもっと良くしてほしいことについてあてはまる番号に 3 つ にをつけてください。

1. 移動や外出などの支援がほしい
2. サービスの負担が重荷
3. 食事・排泄・入浴等の介護が不安
4. 話し相手や相談相手がほしい
5. 突発的なことやパニックがあり不安
6. もっとお金がほしい
7. 親や家族のことが不安
8. 地域の人にもっと理解してほしい
9. 暮らしの場を自由に選びたい
10. 余暇利用の援助がほしい
11. 友だち関係をもっと広げたい
12. 医療や健康の管理が不安
13. 一人暮らしがしてみたい
14. 恋人がほしい、結婚したい
15. 家族と一緒に暮らしたい
16. もっと自由な時間がほしい

17. その他 ()

その他、ご意見等がありましたらご記入ください。



ご協力ありがとうございました。

資料4 暮らしの実態アンケート・家族用

知的障害者の暮らしの実態調査

調査番号

家計の状況などプライバシーにかかわる内容を具体的にお伺いしますが、当該調査の意義をご理解の上、ぜひご協力をいただきますようお願いいたします。なお、当該調査で得た結果および情報を他の用途で使用することは、一切ございません。

1. 障害者ご本人と同居されている方に該当する番号すべてに をつけてください。
(入所施設やグループホーム・ケアホーム等に入居されている方は、帰省先の状況を記入してください)

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1. 両親(ときょうだい) | 2. 両親と祖父(母)(ときょうだい) |
| 3. 父親か母親のどちらか(ときょうだい) | 4. 父親か母親のどちらかと祖父(母)(ときょうだい) |
| 5. きょうだい(とその配偶者)(と子ども) | 6. 身内あるいは帰省先がない |
| 7. その他(具体的に) | |

以下の設問(2~10)には上記の設問に「6.身内あるいは帰省先がない」と回答した人以外がご回答ください。

2. ご家族の構成人数について数字をご記入ください。

(施設やグループホーム・ケアホーム等に入居されている方は、帰省先のご家族について記入してください)
 障害者本人を含めて()名

3. ご家族(帰省先の家族含む)の生計中心者についてあてはまる番号1つに をつけてください。

- | | | | |
|----------|---------------|---------------|--------------|
| 1. 障害者本人 | 2. 母親 | 3. 父親 | 4. 障害者本人の配偶者 |
| 5. 祖母 | 6. 祖父 | 7. 兄 | 8. 弟 |
| 9. 妹 | 10. きょうだいの配偶者 | 11. きょうだいの子ども | 12. その他() |

4. 生計中心者の年齢をご記入ください。

2009年11月1日現在()歳

5. 生計中心者の性別についてあてはまる番号に をつけてください。

1. 男 2. 女

6. 生計中心者の主な収入源についてあてはまる番号1つに をつけてください。

- | | | |
|--------------|-------------------|--------------|
| 1. 給与 | 2. 自営業や農業等による自営収入 | 3. 年金 |
| 4. 生活保護 | 5. 家賃や地代 | 6. 株や国債などの配当 |
| 7. 仕送り(誰から) | 8. その他(具体的に) | |

7. 同居家族で、生計中心者の他(障害者本人以外)に家計(同じ財布に全額あるいは一部を入れている)を維持するための収入源があるかについてあてはまる番号に をつけてください。

1. ある 2. ない

8. 同居家族世帯の月収についてあてはまる番号1つに をつけてください。

- 1 障害者本人の収入は除く。
- 2 2008年1月1日~2008年12月31日の収入を対象とする。
給料の場合は12ヶ月の月収平均/年俸または自営業の場合は全年収を12等分する。
- 3 ボーナスは、夏季・冬季含めて12等分して加算する。
- 4 他の家族の収入等もある場合は、加算する。

- | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 1. 10万円未満 | 2. 10~15万円未満 | 3. 15~20万円未満 | 4. 20~25万円未満 |
| 5. 25~30万円未満 | 6. 30~35万円未満 | 7. 35~40万円未満 | 8. 40~45万円未満 |
| 9. 40~45万円未満 | 10. 45~50万円未満 | 11. 50~55万円未満 | 12. 55~60万円未満 |
| 13. 60~65万円未満 | 14. 65~70万円未満 | 15. 70万円以上 | |

9. 同居家族世帯の家計の経済的なゆとりについてあてはまる番号1つに をつけてください。
1. とてもある 2. まあまあある 3. どちらとも言えない 4. あまりない 5. まったくない
10. 家族が経済的に困った時の対応についてあてはまる番号1つに をつけてください。
1. 障害者本人が利用する福祉サービス・医療等を制限する
 2. 障害者本人にかかる食費・生活費・外出費などを制限する
 3. 障害者のきょうだいにかかる費用を制限する
 4. 親の小遣い・生活費などを制限する
 5. 障害者本人にかかる食費・日用品購入の費用を制限する
 6. 親の食費などを制限する
 7. 親の日用品購入を制限する



)

ご協力ありがとうございました。

資料5 暮らしの希望アンケート・家族・支援者用

知的障害者の暮らしの実態調査

調査番号

ご家族・支援者の今後の暮らしに対する希望についてお聞きします。

㊦ 暮らしの希望アンケートの記入方法

- (4) 設問には、「あてはまる番号3つ」など回答に際して条件のあるものが多数含まれております。注意してご回答ください。
- (5) 回答は2009年11月1日現在でご記入ください。

0. ご記入いただく方にあてはまる番号に をつけてください。
1. 家族 2. 支援者

1. 以下の項目について今後の希望にあてはまる(または近い)番号1つに をつけてください。

- 1. 日中活動

- 6. 受け入れてくれる企業があれば、すぐに企業で働きたい
- 7. 企業でありながら福祉の専門的職員がいるところがあれば、すぐに企業で働きたい
- 8. 就労を目的とする福祉施設等で働きたい
- 9. 仕事をする事により、生きがいのもてるような諸活動がしたい
- 10. その他()

- 2. 暮らしの場

- 6. ホームヘルパーが毎日利用できれば、すぐに単身生活がしたい
- 7. 世話人がきちんといれば、グループホーム・ケアホーム等で生活したい
- 8. 家族と一緒に生活したい
- 9. 入所施設で生活したい
- 10. その他()

2. 上記の希望を実現する上での困難な点や不安だと考えるものにあてはまる(または近い)番号 3つに

をつけてください。

1. ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービスが十分に整っていない
2. 企業の受け皿がない
3. 企業への支援策が不十分
4. 企業でありながら福祉専門職員がいるところが少ない
5. 企業でありながら福祉専門職員はいるが体制が不十分
6. 就労を目的とする福祉施設の受け皿がない
7. 就労を目的とする福祉施設の職員体制が不十分
8. 障害の重い人も通うことのできる施設が少ない
9. グループホーム・ケアホーム等の受け皿がない
10. グループホーム・ケアホーム等の職員体制等が不十分
11. 地域での受け入れが不十分
12. 家庭の受け皿がない
13. 家庭の受け入れの理解がない
14. 地域の障害者医療・保健の保障が不十分
15. 入所施設の受け皿がない
16. 入所施設の職員体制や個室などの空間が不十分
17. その他()

3. 現在の暮らしで不安なことやもっと良くしてほしいことについてあてはまる番号 3つに をつけてください。

18. 移動や外出などの支援がほしい
19. サービスの負担が重荷
20. 食事・排泄・入浴等の介護が不安
21. 話し相手や相談相手がほしい
22. 突発的なことやパニックがあり不安
23. もっとお金がほしい
24. 親や家族のことが不安
25. 地域の人にもっと理解してほしい
26. 暮らしの場を自由に選びたい
27. 余暇利用の援助がほしい
28. 友だち関係をもっと広げたい
29. 医療や健康の管理が不安
30. 一人暮らしがしてみたい
31. 恋人がほしい、結婚したい
32. 家族と一緒に暮らしたい
33. もっと自由な時間がほしい
34. その他()

その他、ご意見等がありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

資料6 月ごとの収支状況記入シート・入所施設 / G H C H 用

2009年11月の収支状況

調査番号

本人の収入

費目	1ヶ月あたり(円)	備考
賃金・工賃		
障害基礎年金		
年金(障害以外・遺族年金など)		
扶養共済		
生活保護		
手当(障害)		
手当(障害以外)		
仕送り・小遣いなど		
その他の所得		

福祉サービスなどの利用にかかる支出

費目	1ヶ月あたり(円)	備考
日中活動の場の仲間の会(自治会)費・旅行積立金など		
施設・グループホーム等の仲間の会費・旅行積立金など		
自立支援法サービスにかかる利用料		
市町村単独事業にかかる利用料		
制度外サービスにかかる利用料		
自立支援医療にかかる自己負担		
その他医療費(訪問介護も含む)		
その他		

生活の場にかかる支出

費目	1ヶ月あたり(円)	備考
家賃・居住費		
光熱水費		
通信費		
食費		
日用品費		
修繕積立金		
共用物品購入積立金		
送迎費・通勤交通費・帰省交通費		
その他		

本人名義の貯蓄や資産になる支出

費目	1ヶ月あたり(円)	備考
貯金		
定期預金		
個人年金		
その他		

過去1年の特別な出費

費目	金額	負担者	支出の内訳

収支状況をみての所感や調査へのご意見など

--

--

資料7 月ごとの収支状況記入シート・家族同居用

2009年11月の収支状況

調査番号

本人の収入

費目	1ヶ月あたり(円)	備考
賃金・工賃		
障害基礎年金		
年金(障害以外・遺族年金など)		
扶養共済		
生活保護		
手当(障害)		
手当(障害以外)		

仕送り・小遣いなど		
その他の所得		

福祉サービスなどの利用にかかる支出

費目	1ヶ月あたり(円)	備考
日中活動の場の仲間の会(自治会)費・旅行積立金など		
自立支援法サービスにかかる利用料		
市町村単独事業にかかる利用料		
制度外サービスにかかる利用料		
自立支援医療にかかる自己負担		
その他医療費(訪問介護も含む)		
その他		

家族の支出

費目	1ヶ月あたり(円)	備考
家賃・住宅ローンなど住居の維持にかかる支出		
光熱水費		
電話・通信費		
車のローン・駐車場など車の維持にかかる支出		
その他		

本人名義の貯蓄や資産になる支出

費目	1ヶ月あたり(円)	備考
貯金		
定期預金		
個人年金		
その他		

過去1年の特別な出費

費目	金額	負担者	支出の内訳

収支状況をもての所感や調査へのご意見など

--

2009年11月の収支状況

調査番号

本人の収入

費目	1ヶ月あたり(円)	備考
賃金・工賃		
障害基礎年金		
年金(障害以外・遺族年金など)		
扶養共済		
生活保護		
手当(障害)		
手当(障害以外)		
仕送り・小遣いなど		
その他の所得		

福祉サービスなどの利用にかかる支出

費目	1ヶ月あたり(円)	備考
日中活動の場の中間の会(自治会)費・旅行積立金など		
自立支援法サービスにかかる利用料		
市町村単独事業にかかる利用料		
制度外サービスにかかる利用料		
自立支援医療にかかる自己負担		
その他医療費(訪問介護も含む)		
その他		

家族の支出

費目	1ヶ月あたり(円)	備考
家賃・住宅ローンなど住居の維持にかかる支出		
共益費		
光熱水費		

電話・通信費		
送迎費・通勤交通費		
定期購読雑誌費など		
その他		

本人名義の貯蓄や資産になる支出

費目	1ヶ月あたり(円)	備考
貯金		
定期預金		
個人年金		
その他		

過去1年の特別な出費

費目	金額	負担者	支出の内訳

収支状況をみての所感や調査へのご意見など

--

資料9 日ごとの支出状況記入シート・入所施設 / G H C H / 単身生活者用

2009年11月()日

今日の行動(外出先/利用したサービス内容など)

本人が使ったお金

費 目	支出額(円)	使用状況(だれと・どこで・何に)

--	--	--

家族・知人などからの差し入れ

費目	支出額(円)	誰から

資料 10 日ごとの支出状況記入シート・家族同居用

2009年11月()日

今日の行動(外出先/利用したサービス内容など)

--

本人のために使ったお金

費目	支出額(円)	使用状況(だれと・どこで・何に)

--	--	--

家族全体（本人も含めて）のために使ったお金

費目	支出額（円）	費目	支出額（円）

知的障害者の暮らし実態調査報告 家計を中心に

発行日 2010年3月31日

発行 NPO 法人大阪障害者センター

障害者生活支援システム研究会「暮らしの場研究グループ」

〒558-0011 大阪市住吉区苅田5-1-22

TEL 06 (6697) 9005 / FAX 06 (6697) 9059